

令和7年度第1回
龍ヶ崎市子ども・子育て会議

日 時：令和7年10月31日（金）午前10時～
場 所：龍ヶ崎市役所5階第1委員会室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績について(資料①)
- (2) 「こども誰でも通園制度」の実施について(資料②、資料②-2)
- (3) 委員改選について(資料③)

4 報告事項

- (1) 認定こども園あすなろ保育園の開設について

5 その他

6 閉 会

龍ヶ崎市第2期子ども・子育て支援事業計画実績表

基本施策1	質の高い幼児教育・保育が受けられる環境づくり
-------	------------------------

施策1	教育・保育の必要な定員を確保します
-----	-------------------

①0歳児保育(3号認定子ども)【保育課】

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所(園)において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

No.	量の見込み及び確保の内容						取組実績		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)			
1	必要利用定員総数(人)		72	73	74	75	76	入所定員数を十分に確保したことで、年度を通じて待機児童の発生には至らなかった。	
	確保の内容	認定こども園・保育所(園)		72	87	87	87		117
		【実績】	定員枠	67	74	77	75		92
			児童数	53	59	52	51		60
		地域型保育事業		21	33	33	33		33
		【実績】	定員枠	17	17	18	17		17
	児童数		5	8	3	3	4		

②1・2歳児保育(3号認定子ども)【保育課】

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所(園)において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

No.	量の見込み及び確保の内容						取組実績		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)			
2	必要利用定員総数(人)		507	495	516	523	529	入所定員数を十分に確保したことで、年度を通じて待機児童の発生には至らなかった。	
	確保の内容	認定こども園・保育所		428	458	458	458		431
		【実績】	定員枠	402	403	420	414		432
			児童数	429	400	394	378		380
		地域型保育事業		85	111	111	111		111
		【実績】	定員枠	86	86	90	77		77
	児童数		51	54	57	55	50		

③3～5歳児教育・保育(1号認定子ども及び2号認定子ども)【保育課】

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所(園)において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

No.	量の見込み及び確保の内容										取組実績			
	R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)		R6 (2024)					
	1号認定子ども	2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども				
3	必要利用定員総数(人)										入所定員数を十分に確保したことで、年度を通じて待機児童の発生には至らなかった。			
	認定こども園・幼稚園・保育所(園)													
	確保の内容	【実績】	定員枠	698	782	655	774	680	844	600		848	565	833
		児童数	607	826	584	840	600	819	542	806		446	760	
		地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	
		【実績】	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	

施策2

教育・保育施設サービスの充実を図ります

①延長保育事業【保育課】

保護者の就労などの事情により、保育が必要な児童を通常の保育時間を超えて認定こども園や保育所(園)等で保育するサービスです。就労形態や就労時間の多様化に伴う利用者や利用希望者の状況を把握しながら、適切な対応を図ります。

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績		
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)			
4	必要利用定員総数(人)					市内10施設で事業を実施した。安定的な受入体制の確保に努め、多様化する就労施設や就労時間等、利用者ニーズへの対応を図ることができた。		
	認定こども園・保育所(園)							
	確保の内容	【実績】	52	53	54		48	33
		地域型保育事業	—	—	—		—	—
		【実績】	—	—	—		—	—

②一時預かり事業【保育課】

家庭において保育を受けることが一般的に困難になった乳幼児を主として昼間、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の教育・保育施設やファミリー・サポート・センター、リフレッシュ保育などで一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。利用の実態を見ながら、各施設での受け入れ体制の確保を図ります。

i. 幼稚園における在園児（3～5歳児）を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績						
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)						
5	必要利用定員総数(人)					910	865	822	781	742	市内6施設で事業を実施した。利用実績延べ人数(17,968)は、昨年度に引き続き、計画数(1,099)を大幅に上回っているものの、安定的な受入体制の確保に努め、多様化する利用者ニーズに適切に対応することができた。	
	確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)					1,099	1,099	1,099	1,099		1,099
		【実績】					38	1,964	4,791	16,441		17,968

ii. 0～5歳児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型以外)

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績						
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)						
6	必要利用定員総数(人)					2,882	2,723	2,573	2,431	2,296	一時預かり事業(幼稚園型以外)については、市内7施設で実施され、安定的な受入体制の確保に努め、多様化する利用者ニーズに適切に対応することができた。	
	確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型以外)					4,306	4,306	4,306	4,306		4,306
		【実績】					2,394	1,763	954	1,910		1,280
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対策強化事業を除く)					1,120	1,120	1,120	1,120		1,120
		【実績】					2,547	2,524	2,936	3,388		4,571

③休日保育事業【保育課】

保育所（園）や認定こども園に入所中や入所申込中の児童が、日曜日や祝日に保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育ができない場合に児童を預かります。ファミリー・サポート・センターや保育サポーターの活用もあり、休日保育事業の利用者はそれほど多くありませんが事業の周知を図り、現状での取組を維持しながら、利用実態とニーズの把握に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
7	一年当たりの休日保育事業利用児童数(人)	167	323	119	201	175	市内1施設で事業を実施。事業所内保育所の開園以降、一定の利用がなされており、多様化する利用者ニーズに適切に対応することができた。

④障がい児保育事業【保育課】

障がいのある乳幼児に集団での幼児教育または保育を提供し、個々の能力を伸ばし、健全な社会性を育みます。障がい児通所支援事業所つぼみ園等と連携を図りながら、それぞれの障がいの状況に応じた適切な幼児教育や保育サービスの提供を図ります

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
8	一年当たりの障がい児童受け入れ実児童数(人)	73	68	60	74	79	市内11施設で事業を実施。障がい福祉課や健康増進課との情報共有を図り、児童1人ひとりの状況に応じた教育・保育の提供を実施することができた。

⑤病児・病後児保育事業【保育課】

保育を必要とする乳幼児、小学生で病気にかかっている児童に対し、必要な保育を行う事業です。この事業は、利用希望はありますが、現状では保護者が仕事を休むなどで対応されるケースが多く、利用に至らないことが多いことから、事業の周知を図り、現状での取り組みを維持しながら、利用実態とニーズの把握に努めます。

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
9	必要利用定員総数(人)	2,467	2,590	2,720	2,856	2,999	市内8施設で事業が実施され、安定的な受入体制の確保に努め、多様化する利用者ニーズに適切に対応することができた。事業タイプの内訳は以下のとおり。 病児対応型…1施設 体調不良児対応型…7施設
	病児保育事業	4,106	4,106	4,106	4,106	4,106	
	【実績】	1,145	1,378	3,639	1,784	1,804	
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	-	-	-	-	-	
	【実績】	-	-	-	-	-	

⑥龍ヶ崎市駅前こどもステーション送迎ステーション【保育課】

駅前こどもステーションは、保護者の通勤時間等の状況により、保育所(園)・幼稚園・認定こども園の開所時間内にお子さんの送迎が難しい場合等に保護者に代わり、専属職員がバスで各保育所(園)・幼稚園・認定こども園まで送迎する「送迎ステーション」と、子育ての相談や情報提供、親子が集える交流の場を提供する「子育て支援センター」の二つの機能を持つ、子育て支援施設です。

No.	取組実績
10	「送迎ステーション」では、駅前こどもステーションを拠点に市内の各保育所等へ児童を送迎し、保護者の送迎にかかる負担の軽減を図った。「子育て支援センター」では、市内在住の児童とその保護者に、自由に遊べる場の提供及び子育てに係る相談・情報提供を行った。利用者へのアンケート調査では、支援センターについて概ね9割以上の利用者から「大変満足している」との好評を得ることができた。当該施設は、市西部地区における子育て支援施設としての中核を担っていることから、継続して運営を行っていく。

⑦教育・保育サービスの質の維持・向上【保育課】

児童個々に状況に応じた教育・保育を行うに当たっての専門知識や技術の習得のための職員研修の充実など、子ども・子育て支援新制度の基準に応じた教育・保育の質の向上を図ります。また、各施設における教育活動や保育サービスについて、外部の専門家などから組織する第三者機関による評価が適正に実施されるよう努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
11	認定こども園・幼稚園・保育所（園）職員専門研修参加延べ人数（人）	575	857	1,235	1,243	908	国や県、各種団体が開催する専門研修に関する情報の提供に努めてきたことに加え、コロナ禍を機にオンライン開催が増加して受講しやすくなったこと等もあるが、研修を受ける人的余裕や暇がないこともあり令和6年度は減少傾向となった。 また、第三者評価については、年に1回県による監査を受けていることや、評価実施に費用を要すること等の理由から、園で実施には至っていない状況にある。
	認定こども園・幼稚園・保育所（園）第三者評価実施施設数／認定こども園・幼稚園・保育所（園）施設数（施設）	0/17	0/17	0/18	1/18		

⑧巡回相談事業【障がい福祉課】

保育や教育の場で発達に課題のある子どもに対して、保育士や保護者が子どもへの適切な接し方や課題の改善方法を取得するための支援を目的とし、専門的な知見を持った公認心理士等が各保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に訪問し相談事業を実施します。

No.	取組実績
12	市内認定こども園・幼稚園・保育園24施設から希望する12施設に巡回相談を実施し、公認心理士、特別支援学校教諭等専門員より適切な接し方や課題の対応方法について支援を行った。 ・相談／実人数54人、延人数68人 ・実施施設数／認定こども園3園、幼稚園2園、保育園6園、地域型保育施設1施設

⑨保育士等修学資金貸付金【保育課】

保育士や幼稚園教諭の資格取得を目指し、将来市内の保育園・認定こども園・幼稚園などの施設で保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする方に修学資金の貸付を行います。

No.	取組実績
13	保育士等養成施設や広報紙等による周知に努めた結果、毎年一定の貸付申請があり、令和6年度においては、2件の申請実績があった。

⑩保育士等就労促進家賃補助事業【保育課】

市内の保育所（園）等で新たに常勤雇用された方（公立保育所においては、臨時・非常勤職員に限る）の家賃を補助します。

No.	取組実績
14	市内の保育施設等や広報紙等による周知に努め、市内の施設に新規雇用される方で条件に合う方は積極的に活用がなされている状況にあり、令和6年度においては、15件の申請実績があった。

①保育所等合同就職説明会の開催【保育課】

市内の保育所（園）等と就職希望者との架け橋として、龍ヶ崎市の保育所（園）・幼稚園・認定こども園による合同就職説明会を開催し、保育士の確保に努めます、

No.	取組実績
15	令和6年8月11日、大昭ホール龍ヶ崎 小ホールにて9法人12施設参加のもと保育士等合同就職説明会を開催し、5名の参加があった。

施策3

認可外保育施設の適正な運営を確保します

①地域型保育事業【保育課】

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例のもとに、多様な保育需要の推移を見極めながら、地域型保育施設の必要性について検討します。

No.	取組実績
16	認可保育所等での乳幼児の受入れも安定しており、令和6年度においても待機児童の発生はなかったことから、検討には至っていない。

②地域型保育サービスの質の維持・向上【保育課】

認可外保育施設については、茨城県認可外保育施設指導監督実施要項に基づき、職員の立ち入り調査などにより、適正な運営についての指導及び監督を実施します。

No.	取組実績
17	市内の認可外保育施設1か所に、令和6年7月30日に立入調査を実施し、指摘事項のあった施設について、改善報告書を提出させた。

基本施策2	地域でのびのびと子育て・子育てできる環境づくり
-------	-------------------------

施策1	地域・居宅における子育てを応援します
-----	--------------------

①地域子育て支援拠点事業【こども家庭センター/保育課】

地域の子育て支援の拠点として、親子遊びや絵本の読み聞かせ、子育て相談、情報の提供などを行いながら、居宅で子育てする親子の交流の場、居場所づくりに努めます。

i. 0～2歳児

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
18	必要利用定員総数(人回)	11,821	11,449	11,089	10,740	10,402	【こども家庭センター/保育課】 子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、親子遊びや絵本の読み聞かせ、子育て相談、情報の提供等を行う拠点の安定的な確保に努め、6か所において事業を実施した。このうち、さんさん館においては、毎月のイベント及び日々のイベント等に幼児5,009名とその保護者が参加している。
	確保の内容	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	
	【実績】	7か所	7か所	7か所	7か所	6か所	

②教育・保育施設の園庭開放【保育課】

子育て世帯が気軽に足を運び、園児たちと一緒に遊んだり、子育て相談が行える場として、地域への積極的な園庭開放を促進します。
また、将来の施設利用に向けて参考となる、教育・保育の状況や団体活動の様子などを見学できる体制づくりを促進します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
19	認定こども園・幼稚園・保育所(園)園庭開放施設数/認定こども園・幼稚園・保育所(園)施設数(施設)	10/17	9/17	10/18	14/18	11/18	各施設主催のイベントを実施する際等において、一部制限があるものの在園児以外の子育て世帯にも園庭が解放された。

③ファミリー・サポート・センター事業【こども家庭センター】

子育ての援助を受けたい人(利用者)と支援したい人(サポーター)が会員となり、保護者の用事や病気などで子どもの保育ができない時に、支援会員の居宅等において子どもを預かる互助事業です。

事業の内容についての情報を積極的に発信し、それぞれの会員の確保及び利用の促進に努めます。

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
20	必要利用定員総数(人日)	小学1～3年生	1,394	1,360	1,328	1,296	当該事業は、住民参加による相互援助活動として、地域ぐるみでの子育て支援の一翼を担っており、主に保育ルームや習い事への送迎、登校前後のお子さんの預かり等を行っている。 市広報紙や乳児検診の際のチラシ配布等による積極的な事業PRにより、県内でも上位の活動件数であった。
		小学4～6年生	1,287	1,257	1,226	1,197	
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	【実績】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

④リフレッシュ保育事業【こども家庭センター】

さんさん館内の保育ルームにおいて、保護者が買い物や通院、兄弟・姉妹の学校行事などに行くとき、週2回まで一時的に子どもを預かり、保護者がリフレッシュできる時間を提供します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
21	利用者数(人)	1,889	1,739	2,101	2,529	2,625	リフレッシュ保育の利用者数については、コロナ禍においては若干の減少があったものの、年々利用者数が増加している状況であり、定員満了のため利用しなくてもできない等の声が寄せられることもあったが、保護者のニーズに応えることができた。

⑤子育て短期支援事業【こども家庭センター】

保護者の疾病や仕事などにより、養育が困難な場合に一時的にお子さんを乳児院・児童養護施設で預かる事業です。利用の状況を見ながら、関係施設等と協議し、安定した受け入れ体制を確保します。

i. 0～18歳未満児

No.	量の見込み及び確保の内容	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
22	必要利用定員総数(人)	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	子育て短期支援事業については、年間に数件の問い合わせがあり、令和6年度は3名の利用があった。養育が困難な場合における一時的な預け場所の確保は不可欠であることから、県内の乳児院・児童養護施設と協議して、安定した受け入れ体制の確保に努めた。
	確保の内容	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
	【実績】	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	

⑥利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)【保育課】

身近な場所において、認定こども園・幼稚園・保育所(園)での教育・保育や、一時預かり、病児保育などの子育て支援事業の中から家庭状況に応じた適切なサービスが選択できるよう、子育て支援コンシェルジュを配置し、援助・情報提供・関係機関との連絡調整などを行います。

No.	量の見込み及び確保の内容	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
23	必要利用か所(か所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	市役所、さんさん館、駅前こどもステーションの3か所を子育て支援コンシェルジュが巡回し、入園や転園、保育料等、様々な相談対応を行った。また、子育て支援コンシェルジュの子育て支援センターへの出張相談を延べ866回実施した。
	確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
	【実績】	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
	実施施設	市役所、さんさん館、駅前こどもステーション					

⑦子ども・子育て情報の発信【こども家庭センター】

子育て世帯が必要な情報を分かりやすくまとめた「子育てガイドブック」を母子健康手帳と同時に配布した。
 また、市公式ホームページ上に開設した「龍ヶ崎市 育児応援サイト (Smily Days)」の内容の充実に努めるとともに、市広報紙「りゅうほー」においても子育てイベントの周知をはじめ、子育ての楽しさをすべての市民が共有できるよう積極的な子育て情報の発信に努めた。

No.	取組実績
24	市内の保育所等に通う全保護者や母子手帳交付時の保護者、子どもがいる家庭の保護者、第一子の児童手当認定請求を申請した保護者等に対してガイドブックの配布を行った。 また、情報の正確性や利便性を図るための方法の検討を行った。

⑧ブックスタート事業【文化・生涯学習課】

3～4か月児健康診査の際に、中央図書館・保健センター・読み聞かせボランティアが協力して絵本の読み聞かせを行い、絵本を介しての親子のふれあいの大切さへの意識の高揚を図ります。絵本2冊とバッグをプレゼントします。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
25	ブックスタート時の読み聞かせに参加した乳児のうち、図書館会員カードを作成した乳児の割合 (%)	77.6	69.9	76.1	77.3	79.9	3～4か月児健診を受診した乳児1人に対し、絵本2冊とバッグ、図書館の利用案内を配布した。また、健診受診者279名のうち223名が図書館カードの作成を行った。なお、ボランティアによる読み聞かせは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としている。

⑨孫育ての支援【こども家庭センター】

共働き家庭やひとり親家庭の保護者に代わり祖父母が育児を担う機会が増えている中、子育てに関する世代間の意識の違いなどにより孫育てへの不安を抱く祖父母が安心して子育てを支えられるよう、相談体制の確立に加え、祖父母でも気軽に参加できる場や機会の提供に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
26	さんさん館子育て支援センターで開催する行事に参加した祖父母の人数 (人)	-	21	68	74	74	令和6年9月16日から9月20日に「敬老の日週間」を開催し29名が参加し、お孫さんとの手型を全員にプレゼントした。

⑩イクメン・イクジイ川柳の募集【地域づくり推進課】

育児をする男性「イクメン」や育児に参加しているおじいちゃん「イクジイ」をテーマにした川柳の募集を行い、男性の育児参加を促進します。

No.	取組実績
27	令和2年度から4年度まで、子育てをテーマにした川柳（「イクメン川柳」「みんなで子育て川柳」）を公募し、優秀作品の表彰や公表を行った。

⑪子育て世代包括支援センター【こども家庭センター】

妊娠から子育ての不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター（保健師、助産師等）がサポートします。

No.	取組実績
28	母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・育児に関する相談対応や必要な情報提供、アドバイスなどの支援に加え、産後の育児不安の軽減等を図った。また、安心して子育てができるよう産後ケア事業も実施し、産後の母子の状況に合わせた支援ができるよう事業の充実を図った。

⑫各種セミナーの開催【文化・生涯学習課】

子育てふれあいセミナーのほか、家庭の絆の大切さを高める研修会や親子で参加できる講座を開催することにより、子どもの健全育成に努めます。

No.	取組実績
29	子育てふれあいセミナーを3回開催し、計80名の保護者が参加した。親業シニアインストラクターによる講話、給食センター見学・試食会、SNS教育に関する講話を行い、保護者の学びや交流の機会を広げた。

⑬相談体制の充実【文化・生涯学習課】

子育てに関する悩みや、子どもの学校生活等における心配ごとなどの解消に向けて、家庭教育指導員による相談体制の充実を図ります。

No.	取組実績
30	相談者からの相談内容の傾聴、相談内容に応じて関係機関へ情報提供を行った。

施策2

児童の健全な育成を図ります

①放課後子ども総合プラン【保育課】

i. 学童保育事業

保護者の就労の状況などを理由として学童保育事業の利用を希望する小学6年生までのすべての児童が利用できるよう、ニーズの把握に努めながら、必要な定員の確保を図ります。

・小学1～6年生

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績			
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		R6 (2024)		
31	小学 1～3年生	必要利用定員総数(人)	664	677	690	704	718	・実績 利用定員：1,098人 5月1日時点入所人数：983人 ・取り組み 保育ルームの設備・運営に関する基準に沿うよう定員及び施設を整備し、入所を希望する全児童の受入れ体制の維持に努めた。 長期休業中など利用人数が増加した場合に、学校の教室を借用し、待機児童が生ずることなく対応することができた。	
		確保の内容	664	677	690	704	718		
		【実績】	定員枠	807	799	833	853		827
			児童数	662	662	669	717		740
	小学 4～6年生	必要利用定員総数(人)	247	252	257	262	267		
		確保の内容	247	252	257	262	267		
		【実績】	定員枠	292	305	270	259		271
			児童数	252	252	217	218		243
	施設数(か所)		11	11	11	11	11		

ii. 放課後子ども教室

すべての就学児童を対象として、放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、ニーズを見極めながら、小学校の余裕教室などを活用し、全小学校区で放課後子ども教室（アフタースクールまたはサタデースクール）の実施に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		R6 (2024)
32	放課後子ども教室実施小学校区（か所）	-	-	6	1	0	今後の放課後子ども教室の内容や在り方について検討が必要である。

iii. 一体型の学童保育及び放課後子ども教室

学童保育の児童と放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内の余裕教室などを活動場所として、共通の活動プログラムに参加できるよう、活動プログラムの企画段階からの相互の連携に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		R6 (2024)
33	一体型の学童保育及び放課後子ども教室の実施小学校区（か所）	-	-	6	1	0	一体型の学童保育及び放課後子ども教室の内容や在り方について検討が必要である。

②子どもの居場所づくり【文化・生涯学習課】

たつのこやま管理棟の施設を利用して、サポーターやボランティアの見守りにより、自由に子どもの発想で使うことのできる空間の提供に努めます。

No.	取組実績				
34	NPO法人テディ・ベアのサポーターの見守りにより、自由に子ども達の発想で使うことのできる場の提供を行った。令和6年度のたつのこやま管理棟での居場所づくり事業は、たつのこやま管理棟での改修工事が約5ヶ月間行われたため、利用者数は減ってしまったものの、その期間以外はコロナ禍前のように利用者が増えてきて、土日の子どもたちの居場所に戻りつつある状況である。				

③コミュニティセンターが関わる事業への子どもの参加促進【地域づくり推進課】

地域の多様な世代の参加によりコミュニティセンターで展開されている様々な事業へ、子どもの参加が促進されるよう努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
35	子ども向け講座の数(件) / 参加者数(人)	23/126	12/295	43/1958	14/149	20/344	コミュニティセンターにおいて、子ども向けの各種講座を実施した。

④子ども会活動の活性化【文化・生涯学習課】

地域での同世代が集い、活動する、子ども会活動の必要性について、積極的に啓発しながら、各子ども会組織の活性化に努めます。保護者や地域の協力のもと、社会性や自主性を養うためのさまざまな体験活動を展開します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
36	市子ども会育成連合会加盟団体数(数) / 子ども会加入児童数(人)	12/964	11/888	11/516	10/518	10/478	新たな試みとしてスナッグゴルフ体験会を開催した。また館林市との交流会では龍ヶ崎市が幹事市だったため、龍ヶ崎コロケ作り体験、サッカー教室、歴史民俗資料館見学を行った。

⑤スポーツ少年団活動の支援【スポーツ推進課】

スポーツへの関心を持つきっかけづくり、心身ともに健康な体力づくり、技術向上のため、指導者の育成、団員の確保などの支援に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
37	県登録スポーツ少年団加盟団体数(団体) / 加盟団員数(人)	23/475	22/439	22/368	19/344	16/343	スポーツ少年団活動の支援として、大会出場に伴うバス利用助成金の交付や龍ヶ崎リレーマラソン大会における参加料の一部助成、団員募集のスクリーン配信や市公式ホームページ・広報紙での情報提供を行った。また、長年スポーツ少年団活動を支えている指導者に対して、功労者表彰を行ったほか、スポーツ少年団交流大会を開催し、単位団の交流を図った。

⑥親子の絆づくり【文化・生涯学習課】

親子で参加できる共同作業や体験活動、さらには親子のふれあいの大切さへの認識を高める研修会や講座を開催することにより、親子の絆を深め、児童の健全育成に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
38	子育てふれあいセミナー参加率 (%)	-	6.3%	8.3%	9.0%	8.3%
	親子ふれあい教室開催数 (回)	-	-	-	-	-
保護者の学びや交流の機会を広げるため、計3回の全体研修会を設けた。 ○第1回『個性と思いやりを育む』親業訓練シニアインストラクターによる講話。参加者12名 ○第2回 給食センター見学・試食会。参加者43名 ○第3回 『今、聴いておかないときっと後悔するインターネットの話～IT時代における子育て～』地域福祉プロモーター福祉チャレンジャーによる講話。参加者25名						

⑦子どもと高齢者の交流【保育課/健康増進課】

高齢化社会への理解を深めながら、思いやりの心をはぐくみ、豊富な経験や知識を有する高齢者と子どもとの世代を超えた交流の機会の創出に努めます。

No.	取組実績
39	【健康増進課】 元気サロン松葉館利用の高齢者と松葉小学校・学童保育ルーム利用児童との間で交流活動を実施した。

⑧子どもの読書活動の推進【文化・生涯学習課】

子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちの自主的な読書活動への意欲が向上するよう、子どもの興味、関心、学習課題に応じられる魅力的な読書環境の充実を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
40	12歳以下の児童のうち中央図書館で本を借りた延べ児童数 (人)	3,137	4,695	4,840	4,205	4,512
	おはなし会延べ参加者数 (人) (おはなし会とこぐまちゃんのおはなし会、たつの子お話タイム参加者の合計)	49	95	373	510	476
子どもたちの読書活動を推進するため、おはなし会の開催や読書環境充実のための取組みを行った。 ○おはなし会 ・こぐまちゃんのおはなし会 12回開催 参加者130名 ・たつの子お話タイム 14回開催 参加者69名 ・おはなし会 22回開催 参加者277名 ○主な読書環境充実の取組 ・こども読書週間イベント開催 ・館内展示の充実 ・配送業務 学校図書館、学童保育ルーム、つぼみ園						

⑨青少年センターの充実【文化・生涯学習課】

あいさつ・声かけ運動をはじめとする街頭巡回活動の実施や、青少年相談員による相談体制の充実により、青少年の問題行動の未然防止に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
41	龍ヶ崎市において警察に検挙された青少年の数(件) (防災安全課)	8	11	10	2	13	パトロール車による巡回を実施した。また、不審者情報が寄せられた地域の巡回、青少年が溜まりやすい場所の巡回、児童生徒の下校の時間帯の巡回、日没以降の公園で遊ぶ児童に対して、早めの帰宅を促すといった活動を実施した。

⑩青少年を取り巻く健全な環境の整備【文化・生涯学習課】

青少年センター及び青少年育成龍ヶ崎市民会議が関係機関・団体と連携し、青少年の問題行動の未然防止のためのキャンペーンや啓発活動を実施するとともに、有害図書やたて看板などの撤去により青少年を取り巻く地域環境の浄化を図ります。特に、青少年の危険ドラッグの使用防止に向けた取組を強化します。

また、青少年の健全育成に協力する店への新規登録店舗を確保しながら、地域における青少年の健全育成に対する意識の高揚に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
42	青少年の健全育成に協力する登録店舗数(件)	92	85	61	59	61	市内の「青少年の健全育成に協力する店」に登録がされている店舗を訪問し、青少年の健全育成に向けて、啓発チラシの配架やステッカーの貼付等を依頼した。新規開業店1店舗と未登録だった1店舗を新たに登録することができた。

基本施策3	子どもが健やかにいきいきと育つ環境づくり
-------	----------------------

施策1	子どもと母親の健康の維持・増進に努めます
-----	----------------------

①母子健康手帳の交付【こども家庭センター】

安心して出産を迎えられるよう、母子保健コーディネーターが面接を行い、産前・産後に利用できる各種サービスに関する情報提供を行います。また、スマートフォンを利用し、育児日記機能や子どもの成長グラフなどがスマホで簡単に記録でき、家庭で共有できる電子母子手帳サービスの利用を促進します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
43	母子健康手帳交付率（妊娠11週以内）（%）	92.0	93.2	95.3	93.2	93.2
妊娠11週までの母子健康手帳の受取りについて、市公式ホームページでの情報提供や産科医療機関からの勧奨等を行った。母子健康手帳交付時には、母子保健コーディネーター等が全て面接を行い、体調確認や家族のサポート状況の確認、産前・産後に関するサービスの情報提供等を実施した。						

②妊婦健康診査の実施【健康増進課】

妊娠中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるために、医療機関における定期的な妊婦健康診査の受診を促進するための助成に努めます。また、健康診査を通じて支援を要する妊婦を把握し、必要な保健指導にあたります。

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
44	必要利用定員総数(人)	5,562	5,437	5,324	5,211	5,110
	確保の内容	妊娠届出者へ14回の妊婦健康診査受診票交付				
	【実績】	368	4,144	4,116	3,258	3,880
すこやかな妊娠と出産、経済的負担軽減に向けて、14回分の妊婦健康診査の助成と受診勧奨を行うとともに、BMIや既往歴及び家族歴等により妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群等のリスクが高いと判断される妊婦には管理栄養士が面接や電話により栄養指導を実施した。面談で丁寧な聞き取りと必要に応じて継続的なフォローにつなげる等、妊娠期の健康管理の支援を実施した。						

③乳幼児健康診査等の実施【健康増進課/保険年金課】

成長・発達の状態や病気の早期発見及び育児支援の場として、年齢に応じた健康診査を実施します。また、健康診査の内容の充実を図るとともに、未受診者への働きかけと事後指導による子育ての孤立化の防止に努めます。医師・歯科医師・保健師・看護師・歯科衛生士・管理栄養士等多くの専門家が連携し、子どもの成長についての助言等を行います。また、身体の発育が未熟なまま産まれた乳児の保護者への支援を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
45	3～4か月児健康診査受診率（%） （健康増進課）	95.1	96.6	97	97.9	95.2
	股関節検診受診率（%） （健康増進課）	85.5	89	83.4	87.8	89.3
	1歳6か月児健康診査受診率（%） （健康増進課）	97.9	94.4	96.7	95.2	98.6
	3歳5か月児健康診査受診率（%） （健康増進課）	95.8	77	93.2	94.2	99.4
	未熟児養育医療給付対象者数（人） （保険年金課）	8	3	5	9	7
【健康増進課】 乳幼児の健康の維持増進を図るために、健康診査を実施し、健康診査を受けていただくことで、対象者の発育・発達の確認をし、疾病の早期発見と早期治療につなげた。また、健康診査後に要支援者を抽出し、関係機関と連携をとりながら、継続的に支援を行った。乳幼児健診では、お子さんだけでなく、家族への健康意識の向上を目的に母親の血圧測定や塩分チェックシートを使つての塩分摂取量を確認し、必要に応じて保健指導を実施した。健診未受診の方に対し、電話勧奨を行い、繋がらない場合は勧奨はがきを郵送したほか、訪問を実施した。電話や訪問等で勧奨しても、受診しない場合は、予防接種歴等の確認のほか、保育園や幼稚園等と連携し、園でのお子さんごの様子を伺う等、受診促進に努めた。また、平日に来所が困難な方や配慮が必要なお子さん等を対象として休日健診を年2回実施し、受診率の向上及び支援の充実を図った。						
【保険年金課】 未熟児養育医療の対象となられた方に対して、適正に医療費の助成を行った。						

④むし歯予防対策【健康増進課/教育総務課】

2歳6か月児歯科健康診査・3歳5か月児健康診査時にフッ素塗布や歯みがき指導を行うとともに、小中学校における定期的な歯科健康診査を実施します。また、むし歯と生活習慣は関わりが深いことから、正しい食生活など子どもの生活全般についての指導機会の充実に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
46	3歳児（4歳未満）までにフッ素を塗布した児童の割合（%）（健康増進課）	88.1	94.6	91.8	89.2	89.1	<p>【健康増進課】 離乳食教室では、乳歯のむし歯予防法等について伝え、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査では歯科衛生士による個別歯科指導を実施し、3歳5か月児健診のみならず1歳6か月健診でもフッ素塗布を実施した。また、2歳6か月児歯科健診は歯科医院で個別健診、フッ素塗布を実施した。個別指導は、むし歯予防や歯のみがき方だけでなく、おやつや飲み物の摂り方などについての日常生活の指導の他、口腔機能を促す体操の紹介を行った。また、健診未受診者には、訪問や電話勧奨、はがきによる受診勧奨を行った。</p> <p>【教育総務課】 学校での歯科検診結果を保護者に通知し、さらに治療が必要な児童生徒については保護者へう歯治療勧告を行った。また、治療が必要な児童生徒のうち、就学援助受給家庭においては、教育委員会より無料の受診券を発行するなど、治療勧告に務めた。また、学校での歯科検診未受診者については学校より保護者へ受診勧奨を行うことで受診率の向上を図った。</p>
	学校歯科健康診査において治療勧告をした児童生徒の割合（%）（教育総務課）	小学生 21.7 中学生 14.7	小学生 19.0 中学生 13.7	小学生 20.9 中学生 12.8	小学生 18.8 中学生 11.9	小学生 17.6 中学生 11.9	

⑤乳児家庭全戸訪問の実施【こども家庭センター】

助産師や保健師、保育士などが、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子それぞれの心身の健康状態を把握しながら、適切な支援を行うことで乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に努めます。

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
47	必要利用定員総数(人)	443	443	424	415	407	<p>乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、産後うつ病の早期発見や産婦の精神面の支援等を行った。また、産後うつ病が疑われる方や家族のサポートがない方には、産後ケア事業の紹介を行った。</p>
	確保の内容	助産師や保健師、保育士などが全戸訪問					
	【実績】	335	343	318	338	291	

⑥養育支援訪問事業【健康増進課/こども家庭センター】

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師や家庭児童相談員が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。

No.	量の見込み及び確保の内容					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
48	必要利用総数(人)	12	12	12	12	12	<p>【こども家庭センター】 保健師や助産師、家庭児童相談員が養育支援が必要な家庭への訪問を行い、養育に関する支援を行った。この中で、継続的な支援が必要な場合は、関係機関と連携しながら、情報共有やケースに応じて同行訪問をする等を行った。</p>
	確保の内容	養育支援訪問が必要な家庭に保健師、家庭児童相談員が訪問					
	【実績】	183	164	132	155	174	

⑦妊産婦及び乳幼児等の健康相談・指導の充実【健康増進課/こども家庭センター】

助産師や保健師、管理栄養士等が、出産や育児に対する不安、子どもの発育等について様々な機会を通じて相談に応じます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
49	乳幼児健康相談 1 回あたりの参加人数 (人)	3.4	1.2	1.4	2	2.4	【こども家庭センター】 妊産婦については、プレ・ママ教室や面接、電話等で個別相談に応じ、乳幼児については、健康相談を月 1 回実施し、身体計測後に保健師や管理栄養士、歯科衛生士が、個別に育児や栄養や歯の相談に応じた。 継続支援が必要なケースや健康相談日に都合が合わない方については、個別相談等に対応する等、支援の充実を図った。

⑧健康増進課と認定こども園・幼稚園・保育所（園）との連携【健康増進課】

健康増進課と認定こども園、幼稚園及び保育所（園）が連携を図りながら、集団行動になじめないなど成長の過程において見守りが必要な児童についての相談や支援を行います。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
50	認定こども園・幼稚園・保育所（園）からの相談、連携件数 (件)	10	10	15	15	15	健康増進課と保育園・幼稚園等で健康診査の情報や園での様子を共有したり、支援の方向性について検討する等、連携しながらケースに応じた支援を行った。

⑨食育の推進【健康増進課/保育課/指導課/学校給食センター/農業政策課】

正しい食事を摂ること、望ましい食習慣の定着や食を通しての豊かな家族関係をはぐくむことは、心身の健全育成を図る基礎となることから、食への関心を高めるために発達段階に応じた栄養相談や離乳食の進め方などの指導、食に関する学習の機会や情報提供を行います。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
51	離乳食指導に参加した親子（組） （健康増進課）	235	308	323	320	278	【健康増進課】 3～4か月児健診の集団指導において、発達に応じた離乳食の開始時期や離乳食スタート時のポイント等とともに、家庭の食習慣は子への影響が大きいことや小児期からの食習慣が将来の生活習慣病を予防することも伝えた。また、それらを踏まえて離乳食開始前に保護者の食事の見直しをしてもらうため、バランスのよい食事や減塩等についての案内等も行った。 【農業政策課】 八原保育所の年長組園児を対象とした農業体験事業を実施。 八原保育所敷地内に畑を整備し、およそ半年かけて、さつまいも、ミニトマト、ゴーヤの栽培を行った。外部講師の補助を受けながら、苗植付や水やり、収穫体験に取り組んだ。 また、3月には、市内のイチゴ農園の協力を得て、イチゴ狩り体験を実施。市内農産物への関心や興味を深めた。
	食育についての取り組みを実施した認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の数（所） （保育課）	18	18	18	18	18	
	給食を残さず食べた児童生徒の割合（％） （学校給食センター）	69.6	66.43	63.39	52.46	- （未実施）	

⑩各種教室・講演会の実施【健康増進課】

母子の健康や、子ども・子育てに関することを含め、広く健康に関する学習機会や交流の場として、学識者等による各種教室や講演会を開催します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
52	プレ・ママ、プレ・パパ教室実参加人数（人）	54	62	76	102	74
	ヘルス講演会参加者数（人/回）	20	11	10	31	22

プレ・ママ教室は、妊婦を対象に3講座1コースを年4回、妊娠中の生活、出産について、赤ちゃんのお世話についての教室を開催し、妊婦の学習の機会だけでなく、妊婦同士の交流の場を創出した。また、プレ・パパ教室では、妊婦の夫を対象に年4回開催し、妊婦の疑似体験や沐浴実習等を行い、妻の育児負担の理解・育児参加の促進に努めた。なお実施に当たっては、休日に開催したり、開催日に都合が合わない方には個別での対応を行った。

⑪不妊・不育に悩む方への支援【健康増進課】

茨城県特定不妊治療費助成制度と連携を図りながら、不妊治療や不育症治療に掛かる費用の一部を助成するとともに、不妊相談や不妊に関する情報提供など、不妊・不育に悩む夫婦の支援に努めます。

No.	取組実績
53	市公式ホームページにて不妊に関する情報提供として茨城県不妊専門相談センターの周知を図った。

⑫予防接種の実施【医療対策課】

子どもの疾病予防や感染防止のために予防接種を実施します。医療機関と協力して、予防接種の必要性を啓発しながら、望ましい時期での接種を勧奨し、接種率の向上に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
54	麻しん・風しん混合ワクチン接種率（%）	第1期 (1～2歳児) 94.2	第1期 (1～2歳児) 82.4	第1期 (1～2歳児) 105.7	第1期 (1～2歳児) 92.4	第1期 (1～2歳児) 92.5
		第2期 (就学前児) 95.4	第2期 (就学前児) 95.3	第2期 (就学前児) 90.6	第2期 (就学前児) 93.4	第2期 (就学前児) 91.3

第1期では、1歳6か月児健康診査時、保健指導の際に接種勧奨を行った。
第2期では、年度初めに予診票を同封した通知を送付し、7月に市内幼稚園・保育園（所）・認定こども園経由でチラシの配布、10～11月に就学時健診会場で保護者に直接の呼びかけ、1月にハガキでの個別通知による接種勧奨を行い、2月には市広報紙での周知を実施した。
また、共通して接種開始時期に電子母子手帳「たつのこたっち」利用者へプッシュ通知を行った。

⑬マタニティマークの普及【こども家庭センター】

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマタニティマークについて、市民へ周知・啓発し、妊産婦にやさしい環境づくりに努めます。

No.	取組実績
55	母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配布し、その活用を勧めた。また、公共施設内にポスターを掲示して、マタニティマークの啓発・普及に努めた。

⑭産後ケアの充実【こども家庭センター】

出産後に家族などから家事、育児の援助が受けられず、育児支援を必要な方に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後の心身の不調や育児不安の解消に努めます。

No.	取組実績
56	協力医療機関で母子のケアや授乳指導等を行う産後ケア事業を実施し、産後の家事負担や育児不安等を軽減を図るとともに、訪問型産後ケアにおいて、乳房トラブルや授乳に関する相談、子育てに関する相談等を受け、母子の状況に合わせた相談支援を行った。妊娠中から産後のサポート状況を確認し、産後ケアについて情報提供したり、産後も赤ちゃん訪問等で情報提供し、必要な方が利用できるよう周知を行った。また、医療機関と連携して、必要な方には協力医療機関からも事業の紹介を行った。

⑮エジンバラ産後うつ病質問票の実施【こども家庭センター】

医療機関と連携を図り、産後2週間・1か月健診時に、質問票を実施し、産後うつ病を早期に発見し、家庭訪問等で育児不安の軽減を図ります。

No.	取組実績
57	産後2週間、産後1か月時の産婦健診にてエジンバラ産後うつ病質問票を実施し、産後うつのリスクが高い点数の産婦については医療機関と連携を図り、電話支援や早期の赤ちゃん訪問の実施、産後ケアの紹介など、早期介入ができるよう支援した。

施策2

小児医療の充実に努めます

①小児医療体制の充実【医療対策課】

かかりつけ医や地域の二次医療機関及び近隣市町村との連携・協力により24時間対応の小児医療体制の充実に努めます。

No.	取組実績
58	稲敷地域小児救急医療輪番制を3市2町1村で運用し、4病院と協定を締結して、夜間・休日の小児の二次救急に対応した。また、市公式ホームページには「小児救急医療」とのタイトルで、小児救急医療輪番制を含めた小児救急医療機関の紹介や、茨城子ども救急電話相談の案内をし、保護者の緊急時の対応につながる周知を行った。さらに、スマートフォン等で小児科医に時間を問わずさまざまな相談ができるサービス「小児科オンライン」のトライアルを実施したところ、利用者の高い満足度が得られており、令和7年度より本格導入し、小児医療に係る体制を強化していくこととした。

②周産期医療体制の確保【こども家庭センター】

妊娠から出産までの母体の安全が確保できるよう、産婦人科医や総合周産期母子医療センターと連携しながら、妊娠中の保健指導の充実に努めます。

No.	取組実績
59	妊娠届時に保健師等が既往歴や家事・育児の協力の有無等について、聞き取りをしながら保健指導を行い、支援が必要な妊婦については、医療機関と連携を図りながら、電話や訪問等を行い、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を実施した。

③病気や事故への適切な対応【こども家庭センター】

子どもの急な病気や不慮の事故の際に、家庭で適切な初期対応ができるよう講習会の開催や事故防止パンフレットの配布を行います。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
60	さんさん館子育て支援センターで実施する救命講習会参加組数(組) (こども家庭センター)	-	-	-	35	33	令和6年度は9月に歯科医師講習会を行い、口腔内の健康への講習会に21組が参加。11月には、龍ヶ崎消防職員による救命講習会を行い、誤飲時の対応や怪我の対処法、蘇生法等について12組の親子が受講した。

施策3

ひとり親家庭の自立支援に努めます

①相談体制の充実【こども家庭センター】

ひとり親家庭が抱える子育てや生活の不安や悩みの相談に対して、家庭児童相談員が中心となり、関係機関と連携を図りながら早期解決に向けた助言、指導を行います。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
61	こども家庭課で受けたひとり親世帯からの相談件数(件)	28	41	54	59	70	窓口や電話、メールでの様々な相談に対して家庭児童相談員が実情を丁寧に聞き取り、必要な助言を行うなどし、関係機関と連携して問題解決に向けた支援を行った。

②経済的支援の充実【こども家庭センター/保険年金課】

自立して、安定した生活を送ることができるよう、適正な経済的支援を行います。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
62	児童扶養手当(5月期)支給世帯数(世帯) (こども家庭センター)	616	545	545	512	513	【こども家庭センター】 令和6年3月末時点における児童扶養手当受給者数は母子世帯が496人、父子世帯が17人、養育者世帯が1人で受給者総数は514人であった。母子寡婦福祉資金貸付については、令和6年度で1件の母子家庭に貸し付けを行い、高等職業訓練促進給付金については、令和6年度に3名の母子家庭への支給を行った。 【保険年金課】 ひとり親家庭医療福祉費について、適正に医療費の助成を行った。
	ひとり親家庭医療福祉費月平均受給者数(人) (保険年金課)	1,280	1,273	1,211	1,175	1,197	
	母子寡婦福祉資金貸付件数(件) (こども家庭センター)	0	0	3	3	1	
	母子家庭等高等職業訓練促進費受給者数(人) (こども家庭センター)	1	4	6	5	3	

③自立に向けた支援【こども家庭センター/保育課】

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、認定こども園及び保育所（園）や学童保育の優先入所に配慮します。茨城県やハローワーク等関係機関との連携を図りながら、就労に向けた支援に努めます。

No.	取組実績
63	【こども家庭センター】 茨城県から配布されるパンフレットを活用して、高等職業訓練促進給付金の案内を行い、給付希望者に対して、資格取得時の生活費としての補助金を交付することで、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ったほか、ハローワークと連携して、児童扶養手当現況届提出の8月に合わせて、市役所庁舎内で出張ハローワークを実施し、ひとり親家庭の就業を支援した。

施策4 児童虐待の防止対策を徹底します

①児童虐待防止の啓発と早期発見・予防【こども家庭センター/健康増進課/教育センター】

虐待が子どもに及ぼす影響や虐待に至るおそれのある要因など、虐待に関する正しい知識の啓発を図ります。
健康診査、健康相談及び乳児家庭訪問などの母子保健事業をはじめとする子どもや親子を対象とするあらゆる機会を通じて情報を収集し、児童虐待の早期発見に努めます。
産後の心身の不調、子育てに対する不安、さらには孤立した子育てによる育児ストレスを軽減するための取組を展開します。

No.	取組実績
64	【こども家庭センター】 ・乳幼児家庭訪問や健康診査等で育児状況を確認し、不安や子どもとの関わりあい方について困っていることがある場合には、問診票や保健指導において個々に聞き取りを実施 ・エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、産後うつ病の早期発見や産婦の精神面の支援の継続的実施 ・日ごろから、育児不安が強い保護者や虐待が疑われる場合には、関係課等と連携を図り、個別支援を実施 【教育センター】 年5回実施している生徒指導連絡会や、各種研修会等の機会を通じて、虐待を発見しやすい立場である学校の教職員に対して、児童生徒の小さなサイン等を見逃すことがないように繰り返し注意喚起を促した。また、児童虐待の疑いをもった時点で、教育センターやこども家庭センターと連携を図りながら、速やかに児童相談所に通告ができるよう、特に管理職に対して早期発見・早期対応への意識を啓発した。

②相談体制の充実【こども家庭センター】

家庭児童相談員を中心として、児童虐待に関する相談や通告に対して、ケースに応じて児童相談所などの関係機関と連携を図りながら、適切な対応、支援に努めます。
研修会等への積極的な参加により、家庭児童相談員及びこども家庭課担当職員の専門性を高めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
65	児童虐待相談・通告件数（件）	80 (通告10)	85 (通告5)	119 (通告13)	96 (通告12)	65 (通告43)	児童虐待の相談や通告に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集を行い、児童相談所等の関係機関と連携して、問題解決に向けて適切な支援を行った。また、家庭児童相談員が国や児童相談所が開催した専門研修を受講して、専門知識の向上を図った。

③龍ヶ崎市子どもを守るネットワークの充実【こども家庭センター】

子どもに関わるあらゆる機関が一堂に会し、保護や支援を必要としている子どもや家庭に関する情報の共有化や支援の内容等を協議することで、それぞれの役割分担を明確にしながら、迅速に適切な対応を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
66	家庭児童相談員が関わっているケース件数 (件)	216	210	220	181	178	子どもを守るネットワーク代表者会議及び実務者会議をそれぞれ年1回開催し、各関係機関における役割の確認や当市における児童虐待の現状報告等、児童虐待の未然防止等に向けた意見交換を行った。また、要支援児童・要保護児童の経過報告をし、支援の方向性を決め、支援方法の統一を図ることを目的とした実務者ケース進行管理会議を年6回開催した。

④龍ヶ崎市子ども家庭総合支援室の整備【こども家庭センター】

子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援をするための「龍ヶ崎市子ども家庭総合支援室」を整備します。

No.	取組実績
67	令和7年度に母子保健・児童福祉の両機能を一体的に相談支援を行う機関として設置する「こども家庭センター」に必要な人材の確保等をし、開設の準備を行って、より切れ目のない支援が行えるような体制を整えた。

⑤児童虐待防止の普及啓発【こども家庭センター】

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報紙やホームページをはじめ、コミュニティセンター等へのポスターの掲示を行うとともに龍ヶ崎市駅前のデジタルサイネージ等を利用し、年間を通し普及啓発していきます。

No.	取組実績
68	11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間に、家庭や学校等、広く児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報紙やホームページでの周知の他、コミュニティセンター等へのポスター掲示や龍ヶ崎市駅前のデジタルサイネージ等により、年間を通して普及啓発を行った。

⑥里親制度・特別養子縁組制度等の普及啓発【こども家庭センター】

様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に努めます。

No.	取組実績
69	広報紙やポスター、チラシ等により、里親制度等に関する普及啓発を行った。また、相談窓口において里親制度や特別養子縁組制度の説明を行った。

施策5

子育て家庭の経済的負担の軽減と適正化に努めます

①児童手当の支給【こども家庭センター】

児童手当は生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。適正な支給と制度の周知に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
70	児童手当（2月期）支給世帯数（世帯）	4,984	4,786	4,517	4,317	5,031	児童手当制度の拡充により対象となった保護者等に対して、広報紙や通知にて申請漏れのないよう周知を行った。申請のない対象者には勧奨通知を郵送する等して対応をした。また、制度改正により第3子以降の額の変更もあり支給金額が増加した。

②医療福祉費支給制度の適正運用【保険年金課】

小児（18歳到達の年度未まで）・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者の方が、必要とする医療を容易に受けられるよう、保険診療にかかる医療費の一部負担金を助成します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
71	妊産婦医療福祉費月平均受給者数（人）	228	236	235	221	200	妊産婦医療福祉費や小児医療福祉費等について、適正に医療費の助成を行った。
	小児医療福祉費月平均受給者数（人）	10,301	9,899	9,591	9,253	8,907	

③出産育児一時金の支給【保険年金課】

出産費用の負担の軽減を図るため、出産される方が出産時に加入している健康保険から支給されるものです。医療機関等への直接支払制度を含めた制度の周知に努めます。

No.	取組実績				
72	未申請者が出ないように母子手帳の交付担当課での手続き時に、出産育児一時金制度の周知を行い、国民健康保険の被保険者が分娩した際、出産育児一時金50万円（産科医療補償制度に該当しない場合は、48万8千円）を支給した。（支給額は令和5年4月1日分娩以降のもの） 医療機関への直接払い制度が定着（【R3】43/44件、【R4】42/43件、【R5】35/39件、【R6】22/25件）したことにより、加入者等が出産時に多額の現金を用意する必要がなくなっている状況にある。				

④3人っ子応援事業【学校給食センター】

3人以上の子どもが同時に小中学校に就学した場合の、3人目以降の子どもの給食費の無償化を継続します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
73	第3子給食費無償化認定児童生徒数（人）	276	266	250	232	227	令和6年度は206人の第3子給食費無償化認定を行い、多子世帯の経済的負担の軽減を図った。

⑤就学援助費の支給【教育総務課】

経済的な理由で就学が困難な子どもに対し、学用品費や給食費などの学校生活に必要な費用の一部を援助します。また、制度の周知と適正な就学援助に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
74	就学援助認定児童生徒数（人）	小学生 360 中学生 225	小学生 358 中学生 236	小学生 359 中学生 215	小学生 319 中学生 199	小学生 337 中学生 200	令和6年度は537人(小学生337人、中学生200人)に学用品費、学校給食費等の援助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図った。

⑥預かり保育等助成事業【こども家庭センター】

保護者の就労や疾病など急な用事の際に、一時的に児童を預かる事業（一時保育事業・延長保育事業・病児病後児保育事業・幼稚園預かり保育事業・リフレッシュ保育事業）や子育てサポート利用助成事業等その利用に掛かる費用の一部を助成します。また、利用促進に向けた制度の周知に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
75	たつのご預かり保育利用助成事業登録児童数（人）	847	720	630	596	476	助成金請求時期に合わせ、年2回りゅうほーにて事業の周知を図り、令和6年度はたつのご預かり保育利用助成事業は476人、子育てサポート利用助成事業は259人の児童の利用登録を行った。
	子育てサポート利用助成事業登録児童数（人）	320	291	282	289	259	

⑦幼児教育・保育無償化制度【保育課】

幼稚園、認定こども園、保育所（園）に通う3歳から5歳までの子どもの利用料（保育料）及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども利用料（保育料）が無償となります。また、3歳から5歳までの障がいのある子どものための児童発達支援等を利用した利用者負担も無償化されます。

No.	取組実績
76	幼稚園、認定こども園、保育所（園）に通う3歳から5歳までの子どもについては1,241件、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては54件の認定を行った。 一時預かりや預かり保育等に係る利用料の無償化制度については、申請をもとに117人を認定し、就労等を理由に一時預かりや預かり保育等を利用する家庭の負担軽減を図った。

基本施策4	障がいのある子どもとその家族を支援する環境づくり
-------	--------------------------

施策1	障がいのある子どもとその家族への支援を図ります
-----	-------------------------

①発達指導教室（おひさまくらぶ）の実施【健康増進課】

子どもの発達が気になる保護者、乳幼児健康診査などにおいて経過観察を必要と診断された乳幼児や保護者を対象に、発達指導員による発達支援・指導・相談を実施します。また、定期的な療育が必要な乳幼児に対しては、専門病院への案内や障がい児通所支援事業所つぼみ園等への通園を勧奨します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績				
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
77	おひさまくらぶ実相談件数（件）	78	79	82	112	177
発達指導員による発達支援・指導・相談を行った。個々の状態に合った適切な指導及び助言を行うことで、病院受診や龍ヶ崎市こども発達センター「つぼみ園」への通園につなげ、早期療育を図った。						

②相談（支援教育・就学）体制の充実【指導課/教育センター】

障がいのある子どもの保護者に対して、個々に適した就学環境が選択できるよう、施設の見学や情報の提供を含めた相談体制の充実を図ります。

No.	取組実績
78	<p>【指導課】 特別な教育支援を必要とする未就学児の保護者対象の就学説明会を実施し、市内の特別支援学級の開設状況、市の特別支援教育支援員制度についての説明等を行うことができた。幼児教育施設・市内小学校・つぼみ園と連携を図りながら、保護者のニーズに応じた就学先決定のための個別に助言を行うことができた。</p> <p>特別な教育的支援を必要とする子どもへの切れ目ない支援が小学校でも行われるよう幼児教育施設に個別の教育支援計画作成を依頼したり、新学齢児に関する引継ぎ及び情報交換会を実施したりすることができた。</p> <p>【教育センター】 令和7年度に就学を予定している40名の保護者と適切な就学環境について相談を行い、市内の小学校の見学や特別支援教育コーディネーターとの相談の機会を設定したり、特別支援学校希望の保護者に学校見学や体験学習の機会を設定したりすることで、保護者が納得した上で就学先が決められるよう保護者に寄り添った対応を行うことができた。また、就学先が決まった後も、入学に向けての支援内容を確認するため、学校と保護者が話し合う機会を設定した。入学後についても、希望に応じて相談を行った。</p>

③児童短期入所（ショートステイ）事業の充実【障がい福祉課】

保護者の疾病などにより、家庭において介護が困難な場合に一時的に施設で預かり、障がいのある子どもの保護と介護者の負担軽減等を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績				
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
79	短期入所実利用障がい児数（人）	2	3	2	4	3
介護者の負担軽減のために、短期入所が必要な方には、短期入所の利用の提案を行い、短期入所施設の情報提供を行い、令和6年度は3名の利用があった。						

④児童発達支援の充実【障がい福祉課/保育課】

つぼみ園では、発達に課題のある子どもを対象に、機能訓練・社会適応訓練・創作的活動など、児童の発達に応じた指導や訓練を行い、早期療育を図ります。また、市内の児童発達支援・放課後等デイサービス等の充実に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
80	こども発達センターつぼみ園登録児童数/同延べ利用児童数(人) (障がい福祉課)	198/2,573	211/2,981	248/2,844	276/2,898	249/2,752	【障がい福祉課】 個々の発達に応じて、集団及び個別にて療育指導を行うとともに、保健センターや保育園、幼稚園、認定こども園、小学校と連携を取りながら、療育支援の充実を図った。 【保育課】 市独自の補助制度により、市内私立幼稚園等のうち、身体障害者手帳等を持つ児童の在園する施設に対して、障がい児1人につき月額1万円の補助金の交付を行った。
	私立幼稚園障がい児保育補助金交付園数/対象児童数(人) (保育課)	8/45	5/22	9/51	9/53	8/56	

⑤特別支援教育の充実【指導課】

特別支援学級担任や保護者、特別支援教育支援員が連携しながら、個々の指導計画に基づき、子どもの障がいの程度に応じた適切な教育が受けられるよう努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
81	配置している特別支援教育支援員数(人)	37	36	37	37	37	市内の支援を必要とする125名の児童生徒に対して特別支援教育支援員を37名配置し、学校生活上の困難に対して支援を行った。また、各小学校の特別支援教育担当者や保護者、特別支援教育支援員が連携を図りながら、保護者と本人の希望を踏まえた適切な支援が提供できるように努めた。

⑥各種手当の支給【障がい福祉課/保険年金課】

障がいのある子どもを対象とした各種手当を適正に支給し、保護者や家庭の経済的負担の軽減を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
82	特別児童扶養手当(4月期)支給人数(人) (障がい福祉課)	124	122	112	128	114	【障がい福祉課】 適正に各種手当の支給、医療費の助成を行った。 【保険年金課】 重度心身障がい者等医療福祉費について、適正に医療費の助成を行った。
	障害児福祉手当(2月期)支給人数(人) (障がい福祉課)	40	35	29	33	29	
	在宅心身障がい児福祉手当(3月期)支給人数(人) (障がい福祉課)	142	139	131	140	146	
	重度心身障がい者等医療福祉費月平均受給者数(人) (保険年金課)	1,255	1,259	1,260	1,252	1,256	

⑦放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受け入れ【保育課】

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは子どもの成長過程で重要であることから、障がいのある児童など、特に配慮を要する児童について、受け入れに努めます。

No.	取組実績
83	障がいのある児童について、児童の特性に配慮し、加配支援員を配置しながら受け入れを行った。

⑧医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク【こども家庭センター/教育総務課/健康増進課/障がい福祉課】

発達障がい児や医療的ケア児とその保護者に適切な医療、保険、福祉、教育等の相談支援が提供できるよう、多職種及び関係機関等のネットワークを構築するとともに、年齢に応じた切れ目のない支援を行うためのプラットフォームづくりを目指します。

No.	取組実績
84	<p>【障がい福祉課】</p> <p>市の関係課等で構成される障がい児療育指導連絡協議会を通じて、情報共有や連携を図りながら特別な支援を必要とする幼児及び児童に対し、地域の中で適切な療育、教育を継続的に受けられる環境の構築を図った。</p> <p>・R7年2月3日会議開催／「こども発達支援ガイド」発行報告、「たつこの相談ファイル」の現状及び活用について等</p>

基本施策5	豊かな心と夢をはぐくむ教育環境づくり
-------	--------------------

施策1	子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します～確かな学力の向上～
-----	--------------------------------------

①基礎・基本の定着【指導課】

体験学習や反復学習により、学習の基盤を構築しながら、つまずきの傾向が高い内容への重点的な指導を図ります。
家庭学習が定着できるよう、家庭との連携に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
85	学力診断テストの結果が県平均を上回っている児童（小学6年生）、生徒（中学3年生）の割合（%）	—	小学国語 53.5 小学算数 52.2 中学国語 — 中学数学 —	小学国語 46.2 小学算数 44.8 中学国語 — 中学数学 —	小学国語 46.5 小学算数 45.9 中学国語 — 中学数学 —	小学国語 52.1 小学算数 53.5 中学国語 — 中学数学 —	学校訪問において、児童生徒の学力向上に向けた教員の授業改善について助言・指導を行った。 県の事業「未来を拓く学力向上プロジェクト」に係る「基礎力アップ問題」及び「要約・記述問題」の活用について周知し、朝自習や授業の中で計画的に取り組むことができた。また、「フォローアップ問題」の活用についても指導・助言し、1人1台端末に保存するなどして、工夫して取り組んだ。 さらに、令和5年度より児童生徒の知識の定着を目的に市内全小中学校でAIドリルを取り入れ、授業での適用練習の場面で活用した。

②個に応じた指導の実施【指導課】

少人数指導やチームティーチングを引き続き導入し、子どもの習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、学習充実支援事業を積極的に活用しながら学力の向上を図ります。

No.	取組実績
86	学習充実指導講師6名を小学校に配置し、少人数指導やチームティーチング、習熟度別指導等を取り入れ、個に応じたきめ細やかな指導を展開することにより、児童の基礎的・基本的な知識・技能の定着等を図った。有効活用のために、各学校の「配置活用計画」「実績報告・月例報告」「会計年度任用職員出勤簿」の作成、配置・活用状況に関して指導・助言を行い、学校訪問時には授業を参観し、指導主事が主体的な学習が展開されるよう指導・助言を行った。

③外国語（英語）活動・英語教育の充実【指導課】

英語指導助手（ALT）の活用や学級担任によるクラスルームイングリッシュなどを通して、外国語活動・英語学習への意欲の向上に努めます。グローバル化に対応した英語教育の拡充強化や高度化に向けて、英語教育スーパーバイザーや外国語活動専門指導員との連携、各校における英語担当教員や外国語活動推進リーダー教師による校内研修の充実を通して、教員の英語力及び指導力の向上を図ります。

No.	取組実績
87	<ul style="list-style-type: none"> ALTを活用した外国語によるコミュニケーション体験の充実とコミュニケーション能力の育成 ALTを市内に12名配置し、小学校では外国語科・外国語活動や国際理解教育の一環として、外国語によるコミュニケーション活動を取り入れ、異文化の理解やコミュニケーション能力の育成を図った。小学校5・6年生は外国語科で年間70時間、3・4年生は外国語活動で年間35時間、小学校1・2年生は年間10時間、ALTを配置した。中学校では、全クラスに年間を通して、週1時間以上授業への配置を行った。 外国語・英語教育の充実 アンケート結果（市） 小学校「ALTに英語で伝えようとしている」82.0% 中学校「ALTに英語で伝えようとしている」70.6% 中学校では、「英語プレゼンテーションフォーラム」が県の事業で開催され、市内全中学校（5校）と竜ヶ崎第一高等学校附属中学校が参加して、市内大会を実施した。 小中学校教員の指導力向上に向けた研修の充実 令和6年4月に、ALT指導助手派遣会社による「オンラインブレンディッド」の事業説明を行った。小学校は希望する学年で、中学校は全学年で年に1回以上1人1台端末を使ってALTとの交流授業を行った。

④ICT（情報通信技術）教育の推進【指導課】

コンピュータ、情報通信ネットワーク等の情報手段を活用し、様々な課題解決に主体的に対応できる能力の育成に努めます。総合的な学習の時間をはじめ、各教科の授業の中で情報モラルや情報スキルの学習を計画的に行うことで適正に情報を活用する能力をはぐくみます。また、急速に普及するSNS等を利用したいじめなど、様々なネットトラブルを未然に防ぐため、家庭・保護者への積極的な啓発に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
88	スマートフォンなどの携帯電話を所持している児童（小学校6年生）、生徒（中学校3年生）の割合（%）	-	-	小学校6年 77.0 中学校3年 86.5	小学校6年 78.0 中学校3年 84.0	小学校6年 81.0 中学校3年 83.0	1人1台端末の活用について、各教科において教育アプリ「オクリンク・プラス」等を活用して、児童生徒の学びが深まり広がるような授業を展開するよう、指導・助言した。龍の子人づくり学習カリキュラムに情報モラルに関する学習を位置付け、計画的に取り組むよう指導した。また、SNS等を介したいじめなど、様々なネットトラブルを未然に防ぐため、家庭・保護者への積極的な啓発に努めた。

⑤学校図書館の活用【教育総務課/指導課】

子どもが積極的に読む習慣、物事を調べる習慣を身に付ける場となるよう、学校図書館における図書の充実や学校図書館司書の配置に努めます。朝の読書、読書集会や読み聞かせボランティアの活用など本に触れる機会を創出するとともに、家族と本を読む「家読」を積極的に推進します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
89	小中学校図書館における児童生徒一人当たりの年間図書貸出し冊数(冊) (教育総務課)	小学校 68.8 中学校 24.4	小学校 60.0 中学校 23.5	小学校 61.9 中学校 27.9	小学校 63.8 中学校 19.9	小学校 66.6 中学校 19.5	<p>【教育総務課】</p> <p>数値の推移は横ばいであるものの、学校図書館においては、児童生徒の学習課題に適した本を整備するとともに、茨城県や(公社)全国学校図書館協議会等の推薦図書を参考にし、児童生徒のリクエストや図書委員会の意見を取り入れる等、子どもの多様な興味や関心に応える蔵書整備を継続した。</p> <p>また、推薦図書の紹介や読書イベントの実施等、読書の楽しさを味わえる取り組みを続けていくことに加え、各学校で教科等の指導と関連する読書指導を行い、読書に触れる機会をより幅広く提供することに努めた。</p> <p>学校図書館司書(会計年度任用職員)についても、継続して全校へ配置し、司書の資質向上を図るため、学校図書館の運営に関する情報交換や研修を積極的に実施した。</p> <p>これらの取り組みを継続し、児童生徒の成長に寄り添った読書活動を提供できる学校図書館づくりを引き続き推進していく。</p> <p>【指導課】</p> <p>司書教諭及び学校図書館司書が中心となって、各学校において読書推進活動を実施した。各校の主な取組としては、読書月間の実施や「おすすめの本の紹介」などの環境整備、「図書便りの発行」による「家読」の奨励等、家庭との連携、「調べ学習や並行読書」などによる授業での学校図書館の積極的利用などの活動を行った。</p> <p>また、各学校の実態に応じて学校図書館司書等による読み聞かせや朝読の実施、学校図書館の定期的な利用により、児童生徒の読書活動の促進を図った。</p>

施策2

子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ～豊かな心の育成～

①道徳教育の充実【指導課】

豊かな心育成コーディネーターや道徳教育推進教師を中心として、発達段階に応じた道徳教育の指導体制の充実に努めます。地域や保護者と連携したボランティア活動や社会奉仕活動などの体験活動を積極的に展開します。

No.	取組実績
90	龍ヶ崎市学校教育指導方針において、道徳教育の充実を努力事項として示し、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れた「特別の教科道徳」の充実を図った。学校訪問では、授業公開及び個別の懇談の時間を設け、教師の指導力の向上に努めた。また、地域の方々との交流学习や、車いす体験等の福祉体験など、体験的な学習の取組について、各校が計画に基づき実行することができた。

②国際交流機会の充実【地域づくり推進課】

国際交流協会を中心に、子どもが参加できる外国人との交流や外国の文化に触れる機会を提供します。国際交流協会ジュニア会議の活動や国際交流事業を周知、啓発しながら、子どもの国際交流への関心を高めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
91	国際交流協会が主催したイベントに参加した児童生徒数(人)	9	11	7	27	22	市立中学校及び市内の高等学校に「まちづくり・つなぐネット」の協力団体として登録していただいた。橋渡しが実現できた活動は、主に道路沿い植樹帯や公園の環境美化活動であり、活動を通じて地域の人々と交流する機会づくりや道路・公園をはじめとした公共施設の環境美化に対する意識向上を促進することができた。

③龍ヶ崎教育の日推進事業【文化・生涯学習課】

11月5日の教育の日を含む11月の教育月間に、市民みんなで子どもの教育について考えるきっかけとなるよう、学校・家庭・地域が連携し、さまざまな取組を展開します。

No.	取組実績
92	1つ目に「食育講座と簡単な朝食づくり体験」として、食と農のアンバサダー三好沙織氏を講師に招き、地域の食材を用いて低学年保護者対象に朝食づくりを行った。2つ目に親子研修会として、龍ヶ崎ふるさと大使の野口啓代氏を講師に招き、「夢を掴む一手」と題したキャリア教育を小学生と保護者対象に行った。3つ目として、龍ヶ崎の食に関するクイズ大会「クイズ食」を小学校高学年児童対象にオンラインで行った。

④教育相談体制の充実【教育センター】

学校教育相談員、教育相談員、龍の子さわやか相談員 など、それぞれの専門性を生かすとともに、龍の子支援会議での情報の共有を図りながら、子どもや保護者の抱える不安や悩みに対する教育支援体制を確立します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
93	教育センター及び小中学校で受けた教育相談回数(回) (学校教育相談回数含む)	教育センター 4,304 小中学校 3,112	教育センター 3,738 小中学校 2,904	教育センター 4,503 小中学校 2,421	教育センター 3,693 小中学校 2,438	教育センター 2,573 小中学校 3,945	教育センターにおいては学校教育相談員や教育相談員が、市立小中学校においては、市派遣の龍の子さわやか相談員やスクールソーシャルワーカー、県派遣のスクールカウンセラーが、それぞれの専門性を生かしながら、児童生徒や保護者、学校からの相談に対応した。また、年9回開催した龍の子支援会議では、関係各課と情報共有を図ることで、多面的な教育支援体制を確立することができた。
	教育相談員及び学校教育相談員の相談解消率(%)	教育相談員 49.0 学校教育相談員 86.6	教育相談員 62.5 学校教育相談員 84.2	教育相談員 52.7 学校教育相談員 83.0	教育相談員 57.1 学校教育相談員 80.0	教育相談員 53.2 学校教育相談員 81.3	

⑤スクールソーシャルワーカーの派遣【教育センター】

不登校など、子どもが抱える問題の解決のため、家庭訪問等の支援を実施する、スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談体制の充実を図ります。

No.	取組実績
94	各小中学校から上がってきた相談の中で、特にスクールソーシャルワーカーが関わったほうがよいと判断されるケースについて、家庭訪問を中心としたアウトリーチ支援、学校訪問による関係教職員との情報交換、関係機関への訪問による連携強化を行った。また、各小中学校のケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加し、学校でのコンサルテーションを行いました。スクールソーシャルワーカーのもっている福祉や行政のネットワークを活用した支援を行うことで児童生徒の置かれている環境が改善され、登校につながったケースがあった。

⑥スクールカウンセラーの配置【教育センター】

子どもの悩みや相談に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、専門的なカウンセリングを行います。

No.	取組実績
95	市立全小中学校に、県派遣の5名のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教職員の悩みや相談に対してカウンセリングを行った。また、児童生徒への授業プログラム（アンガーマネジメントやセルフモニタリングなど）や、教職員への研修（上手な話の聴き方など）を実施し、児童生徒、教職員が専門的な立場からの指導助言を受けることができた。

⑥適応指導教室「夢ひろば」【教育センター】

何らかの理由で、学校に登校することができない子どもに、相談をはじめ、社会性や協調性などを習得する体験活動等を通して、自立心や社会性を育て、集団生活への適応を図りながら学校への復帰及び将来の社会的自立を目指します。

No.	取組実績
96	通級生への支援においては、一人一人の実態に応じて個別の支援計画を作成し、在籍する学校と情報共有しながら学習支援や体験活動を行った。また、「夢ひろば」を利用しながらも学校とのつながりを大切に、部分登校、放課後登校、校内フリースクールとの併用など、自分に合ったスタイルを選択して登校することができ、中学3年生は、全員が自分で進路を選択し、進学することができた。 さらに所内外での様々な体験活動や、通級生同士のかかわり等を通して、社会性や協調性、自立心の育成に努めた。

施策3 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ～健やかな体の育成～

①体力づくりの推進【指導課】

体力テストの結果の分析などから、課題である俊敏性、持久力及び投げの力を伸ばす運動を中心に子どもの体力に応じた運動機会の充実に努めます。体を動かすこと、体力づくりの大切さへの理解を深めることで、自らが体力づくりに取組姿勢を醸成します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
97	-	小学校 男8・女4 中学校 男5・女7	小学校 男0・女0 中学校 男0・女0	小学校 男1・女0 中学校 男0・女0	小学校 男4・女3 中学校 男1・女0	市内各小中学校で体力アップ推進プランを作成を指示し、児童生徒の課題に応じた体力づくりの学習に取り組むよう指導・助言を行った。特に小学校では、業間休みの工夫によって運動の機会の提供に努めた。 また、中学校においては行事や部活動との関連を図り、各校の課題改善につながるよう運動の機会を設けた。

②部活動の活性化【教育総務課/指導課/文化・生涯学習課】

顧問教員の知識・技術向上及び龍・流連携事業による流通経済大学生などの外部指導員の積極的な活用により、活気ある部活動を推進します。団体行動や競技ルールを守ることによる規範意識の高揚を図る生徒指導の場として、友達との絆を深める場としての部活動の運営に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
98	5月1日現在の運動部に入部している生徒の割合(%) (教育総務課)	68.4 (R2.6.30 時点の調査)	67.8 (R3.5.31 時点の調査)	66.6 (R4.5.31 時点の調査)	64.7 (R5.5.31 時点の調査)	64.5 (R6.5.31 時点の調査)	【教育総務課】 龍ヶ崎市中学校体育連盟へ部活動活性化を目的とした補助金を支給した。 【指導課】 部活動指導員3名を市内中学校(城西中学校:柔道部、城内中学校:陸上部、龍ヶ崎中学校:女子バレーボール部)に配置し、専門的知識をもった指導を行った。また、中学校体育連盟との連携や各種研修会への積極的な参加を通して、部活動顧問の指導技術の向上を図った。

③健康に関する知識の普及【指導課/健康増進課】

医師などのゲストティーチャーの活用による、命の大切さや性教育などについて専門性を生かした学習機会の充実を図ります。 体位測定や健康診断結果などを通じた学習指導の充実を図り、自らの健康について振り返る意識付けを行います。 また、精神保健福祉士などによる子どもの思春期の悩みやその保護者への対応に努めます。

No.	取組実績
99	<p>【指導課】</p> <p>学校教育指導方針に沿って、児童生徒の発達段階に応じた保健教育が各学校において確実に実施するよう依頼した。全ての学校において、保健体育や特別活動の時間の中で、飲酒や喫煙の害、薬物乱用防止教育、がんに関する教育が行われている。また、龍ヶ崎済生会病院産婦人科医師による生教育講演会を実施し、命の大切さについて学ぶことができた。</p>

④小児生活習慣病等の予防対策の実施【教育総務課/指導課/健康増進課】

定期健康診断や歯科検診における結果を家庭に通知し、必要に応じて医師への受診を勧奨します。 保護者への健康に関する情報提供を活発にし、家庭における生活習慣が大きく影響する肥満やむし歯の予防を推進します。 生活習慣病は、子どもの頃からの予防が重要であり、健康な生活習慣を身につけることの大切さを「ヘルシースクール（生活習慣病予防教室）」を実施し、児童・生徒へ知識の普及啓発に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
100	小学校6年生、中学校3年生のうち、歯科検診においてむし歯がない（治療済含む）児童生徒の割合（%） （教育総務課）	小学生 88.0 中学生 80.2	小学生 86.9 中学生 86.1	小学生 86.3 中学生 87.7	小学生 88.7 中学生 85.5	<p>【教育総務課】</p> <p>体位測定を含めた定期健康診断結果や歯科検診結果を学校から保護者へ通知し、齲歯がある児童生徒の保護者には治療勧告を行った。</p> <p>【指導課】</p> <p>夏季休業中に各小中学校を訪問し、健康診断の結果が適切に記載されているかを確認した。また、治療勧告の状況と治療済みの児童生徒の状況を確認した。治療済みの児童生徒の数が少ない場合には、家庭への再勧告をするよう各学校に指導した。</p>
	小学校6年生、中学校3年生のうち、身体測定結果において肥満である児童生徒の割合（%） （教育総務課）	小学生 11.3 中学生 12.4	小学生 11.1 中学生 12.1	小学生 18.3 中学生 11.5	小学生 14.5 中学生 10.9	

施策4

信頼される学校づくりに努めます

①魅力ある学校づくりの推進【指導課】

「学力向上」や「小中一貫」などのテーマのもとに、学校や地域の実態に応じた特徴的な教育活動を展開し、それぞれの学校の魅力を内外に発信します。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績				
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
101	小中学校の教育内容・施設に満足している市民の割合(%) (出典：子ども・子育て支援ニーズ調査)	-	-	-	未就学児 34.8 就学児 50.6 (保護者 回答)	-

1. 研修の実施
4月オンライン、7月は龍の子人づくり学習推進リーダーに向けて研修を実施した。2月に教員対象のアンケート調査を行った。
「龍の子人づくり学習」に関連・意識した授業や行事を行う際に、身に付けたい力やスキルを意識して実践することができた教員(91.5%)
「龍の子人づくり学習ノート」を年に2回以上保護者に返却している教員(100%)
2. 全国学力・学習状況調査の結果をHPで発信
全国学力・学習状況調査において、教科に関する調査・質問紙調査の結果の概要と課題、市としての今後の考えを市民に発信した。
3. 小学校間・中学校間の連携強化
各中学校区で推進委員会や合同研修会が計画的に行われた。
○中学校区の小中連携の実践例
・中学校吹奏楽部による小学校への出前演奏会が行われた。
・長山中学校1年生、長山小学校6年生、松葉小学校6年生が合同で、蛇沼清掃を行った。

②学校情報の積極的な発信【教育総務課/指導課】

学校だよりやホームページ等の活用により、学校行事のお知らせや学校評価の状況をはじめとする学校情報の積極的な発信に努めます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の主要事業についての点検、評価の結果を公表します。

No.	取組実績
102	【教育総務課】 令和6年度に教育委員会が実施した事務事業について、事業ごとに実施状況ならびに、成果及び課題をまとめた報告書(「令和6年度龍ヶ崎市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」)を作成した。作成した報告書は、龍ヶ崎市議会に提出するとともに、市公式ホームページに掲載した。 【指導課】 各小中学校に対し、積極的な情報公開が行われるよう指導を行った。特に各学校のホームページでは、学校経営目標や目標実現に向けての具体的な施策、数値目標等をまとめた「学校グランドデザイン」を掲載したり、日常生活の様子や小中一貫教育に関する内容を掲載したりする等、定期的な更新をするように指導した。

③学校評議員制度の活用【指導課】

さまざまな立場の学校評議員を選任し、多面的な視野から助言をいただきながら学校経営の改善に努めます。

No.	取組実績
103	さまざまな立場の学校評議員を選任し、多面的な視野から助言をいただきながら学校経営の改善に努めた。

④認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校の連携（小1プロブレムへの対応）【指導課】

幼児と小学校児童との交流、幼稚園教諭・保育士と小学校教員の情報交換の機会などを通じて、幼児が小学校生活にスムーズに適応できるよう努めます。

No.	取組実績
104	幼児教育施設と小学校の連携に向けて、今年度は市内小学校11校中9校で学区内の幼児教育施設と交流イベントを行ったり、小学生が幼児を学校に招待して、授業参観を行った。また、幼児教育施設と小学校の教職員による新学齢児に関する引継ぎ及び情報交流会や、小学校1年生に関する情報交換会を行うことができた。年度末には、架け橋カリキュラムの作成に向けて、保幼小接続研修を行い、架け橋期における子どもの学びと育ちの連続性の保障に関して、理解を深めることができた。

⑤学校施設の整備【教育総務課】

児童数の推移を見ながら、計画的な学校施設の整備及び老朽箇所の修繕等を図ります。

No.	取組実績
105	教室や体育館の床の修繕、プール槽の塗り直し、トイレ洋式化、消防設備の改修等を実施したことにより、児童生徒の安心安全な学校生活に寄与した。 一方で、大規模な改修が必要な施設や設備等の課題があるため、今後も引き続き、安全性を優先しながら老朽化が進む学校施設の整備・改修を進めるとともに、バリアフリー化やエコの観点を取り入れることで、時代に合った学校施設を整備し、より一層の教育環境の向上を図っていく。

施策5 郷土を知り、郷土に誇りを持つ心を育てます

① 愛郷心の育成【秘書広聴課】

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランに基づき、市民参加型の取組を行い、様々な本市の魅力を効果的・効率的に情報発信します。

No.	取組実績
106	PRサイト「たつのこアクション」では、市民参加型の投稿企画として“市内で見つけた「龍」を探せ”、“あなたのベストオブ撞舞2024年版”“「24歳のつどい」”の写真投稿を募集した。また、「iLoveRyu!プロジェクト」では、参加者向けに編集者による、まちの魅力を探し、自分自身の言葉で表現する講座を開催し、アドバイスを行った。さらに単発の講座だけではなく、オンライン相談会と称し、執筆方法などをアドバイスをする時間を確保した。最終的に、市民自身が魅力に思う資源を取材し、記事化し、WEBで公開したほか、市公式LINEなどでも配信した。

②地域との交流事業【地域づくり推進課/文化・生涯学習課/指導課】

コミュニティセンターが関わる事業や子ども会活動をはじめ、様々な地域の行事や活動について、保護者の理解も深めながら子どもの参加を促進します。
地域の人材を活用しながら、地域に対する認識を深め、豊かな情操をはぐくむ取組を展開します。

No.	取組実績
107	【地域づくり推進課】 市立中学校及び市内の高等学校に「まちづくり・つなぐネット」の協力団体として登録していただいた。橋渡しが実現できた活動は、主に道路沿い植樹帯や公園の環境美化活動であり、活動を通じて地域の人々と交流する機会づくりや道路・公園をはじめとした公共施設の環境美化に対する意識向上を促進することができた。 【指導課】 各小中学校で地域の人材を活用し、読み聞かせや茶道教室、農業体験等の交流活動が行われた。

③まちの歴史・文化に関する知識の普及【文化・生涯学習課/指導課】

歴史民俗資料館等において、まちの歴史や文化に触れる体験学習の機会や校外学習の場を提供します。
 「わたしたちの龍ヶ崎」を教材として、これまで受け継がれてきた歴史や文化などについての学習を進めます。
 また、将来に継承されるべき歴史的、文化的な遺産を市民遺産として認定（市民遺産制度）し、子どもをはじめ広く市民への周知に努めます。

No.	取組実績
108	【文化・生涯学習課】 毎年7月から8月に実施されている「龍ヶ崎発見フォトラリー」（市内小学3年生を対象）において、歴史民俗資料館常設展示にある「丸木舟」および屋外の「4号機関車」を撮影場所として提供した。また、1月から2月にかけて、小学3年生の社会科授業単元「道具と暮らしのうつりかわり」の学習の一環として実施されている歴史民俗資料館見学事業において、令和6年度は市内11校と市外3校が利用した。屋内展示・屋外展示の自由見学、常設展示室では昔の道具について名前や使い方、時代背景について職員が解説を行った。また、体験学習室では資料館ボランティアの協力を得て綿織りや機織りの体験を行い、多目的室では昔の脱穀用具を映したビデオを上映して、児童の学習を促した。

④地元食材の活用【学校給食センター】

地元でとれる食材や特産物を活用したメニューを提供し、地場産物に対する理解を深め、地産地消を推進します。
 また、地元の食材を利用することにより感謝の気持ちや理解・関心を抱き、郷土愛を育みます。

No.	取組実績
109	できるだけ龍ヶ崎市及び茨城県産の食材を選定するとともに、毎月の「茨城を食べようウィーク」では特に重点的に県産食材を使用し、家庭に配布する献立予定表にもその日の地産食材について記載、紹介する等の取組を行った。 また、学校給食における地場産物の活用促進、地産地消等を学ぶ食育の教材とするため、龍ヶ崎市産をはじめ茨城県産の米、野菜、肉のみを使った献立の日「いばっぺごはんの日」を2回実施、当日の食材に関連する指導用動画を作成し、児童生徒たちが視聴しながら地場産物を使った給食を味わうことで、地産地消について学ぶ機会を創出した。

施策6 次代の親となる世代を育てます

①少子化問題の意識啓発【こども家庭センター】

結婚や子どもを持つことは個人の選択に委ねられるという前提の下、本市の少子化の現状についての情報を発信しながら、少子化が社会に与える影響や家族を形成することの大切さに対する意識の定着に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
110	少子化を問題だと感じていない高校生の割合(%) (出典：次代の親高校生アンケート)	-	-	-	-	-	次代の親高校生アンケートは実施していないが、市まちの魅力創造課において令和6年5月に龍ヶ崎市人口問題対策推進本部を設置した。下部組織の一つとして少子化対策ワーキングチームを立ち上げ、今後の少子化対策を検討した結果、不妊治療費助成事業を含む7事業を令和7年度からの新規事業として事業化することとした。

②職場体験活動の推進【指導課】

茨城県が作成した「中学生社会体験活動 TRIAL HAND BOOK」を活用し、地域の協力を得ながら職場体験を行うことで、社会人としての職業観や勤労意識の高揚に努めます。

No.	取組実績
111	地域(市内事業所192ヶ所、市外事業所5ヶ所)の協力を得て、市内5中学校で職場体験を各校2日間行った。「中学生社会体験活動 TRIAL HAND BOOK」を活用して職業について調べたり、特別の教科道徳において働く意味について学習したり、社会人としての職業観や勤労意識の高揚に努めた。

③保育体験の場の提供【こども家庭センター/保育課】

幼稚園、認定こども園及び保育所（園）やさんさん館子育て支援センターにおいて、中学生、高校生さらには保育士を目指す大学生の職業体験や保育実習の場として、乳幼児と触れ合う機会を広く提供します。

特に、将来的に市内で活躍する保育士の確保につながるよう、龍・流連携事業の一環として、流通経済大学において保育士養成課程を修学する学生などの幼稚園・認定こども園及び保育所（園）実習等の受入れを積極的に行います。

No.	取組実績
112	【こども家庭センター】 さんさん館において10月、11月、12月に市内中学校3校（16名）の職場体験の受け入れを行った。 【保育課】 市内幼稚園、認定こども園、保育所（園）において、小中学生や高校生等の職場体験の受入れを18園中17園、保育実習としての受入れについては18園中16園が行った。

④若年者への就労支援【商工観光課】

就職を希望している若年者に対し、ハローワークやジョブカフェいばらき（いばらき就職・生活総合支援センター）と連携を図りながら、求人、就職面接会、さらには就職活動のためのスキルアップ支援などに関する情報を積極的に発信します。

また、雇用を考えている市内の企業・事業所等による就職説明会等の開催を検討します。

No.	取組実績
113	いばらき県南若者サポートステーションと連携し、就活準備セミナー・個別相談会を8月23日、2月14日に開催し、計6名が参加した。また、ハローワーク龍ヶ崎の後援による市主催の就職・転職フェアを11月9日に開催し、企業28社、求職者61名が参加した。さらに、茨城県などが開催する就職イベントのチラシやハローワーク龍ヶ崎が提供する求人情報を本庁舎1階の求人情報コーナーに配架し、市公式ホームページにも掲載するなどの周知を行った。

⑤結婚活動の支援【まちの魅力創造課】

婚活パーティーなど男女の出会いの場を提供し、結婚活動の支援を図ります。結婚相談会など、マリッジサポーターによる活動を支援し、その活動への市民の認識を深め、いばらき出会いサポートセンター登録者の確保に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績				
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
114	いばらき出会いサポートセンターに登録している市内の在住者の数（人）	31 (R2.12.31現在)	55 (R4.4.1現在)	82 (R5.4.1現在)	81 (R6.4.1現在)	94 (R7.4.1現在)
	市が主催・共催した婚活パーティーで成立したカップルの数（組）	-	-	-	-	-

いばらきマリッジサポーターが主催する結婚相談会の周知を行うとともに、未婚・晩婚化への対応を図るため、（一社）いばらき出会いサポートセンターへの入会者に対し、入会金の全額助成を行った。
令和6年度は市主催の結婚相談会を4回開催した。（28名の相談）
さらに、若者世代の出会いの場を創出するため、ガーデン&邸宅ウェディング「アルシエ」において「恋するティーパーティーin autumn」を本市、稲敷市、つくばみらい市及び（一社）いばらき出会いサポートセンターの共催で開催した。なお、各種事業の周知は、市広報紙「りゅうほー」や市公式LINE・X等のSNSを活用して、相談会及びイベント等では多くの申込を得ている。

基本施策6	安心・安全に子育てできる生活環境づくり
-------	---------------------

施策1	良質な住宅環境を確保します
-----	---------------

①市営住宅の維持管理【管財課】

バリアフリー化など良質な居住水準を維持し、老朽化している住宅については適切に修繕を行います。また、他市からの子育て世代の入居を可能にするなど、入居要件を緩和するとともに、低所得者に対して低廉な家賃での賃貸に努め、ひとり親家庭の入居に配慮します。

No.	取組実績
115	他市からの子育て世代の入居を可能にするため条例等の整備を行ってはいるが、令和6年度の子育て世代の入居件数は0であった。今後、老朽化している居室の修繕を定期的に行う等整備することにより、子育て世代が入居しやすい環境を整えていきたい。

②子育て世帯の定住促進【まちの魅力創造課】

良質な住宅・宅地の情報を提供するとともに、住み替えなど、子育て世帯の定住を促進するための事業を展開します。

No.	取組実績
116	主に市外に住む若者・子育て世代を対象に、本市の居住環境の優位性を周知するため、未就学児向け情報誌「クルール（茨城県内配布）」、「あんふあん（千葉県内）」に本市概要や子育て支援制度を掲載した。また、市民家族モデルを公募にて募集、家族写真やインタビューを掲載した結果、読者アンケートで「たつのこやまに行ってみよう」「子育てしやすいぞう」などの反響を得た。 市内向けには、これまでの市公式ホームページやSNSを活用した各種情報発信に加え、「#龍ヶ崎で暮らす」のリニューアルを行った。市広報紙りゅうほーにおいて、少子化対策や本市の居住環境の優位性などを紹介する特集記事を掲載した。 さらに、将来的な人口の流出防止のため、若年層のシビックプライド醸成に注力し、馴染小学校及び城内小学校において「私たちの龍ヶ崎（市の魅力や歴史について）」の授業を行ったことで、児童が自主的に歴史民俗資料館に来館し、本市のことを知り、愛着が高まるといった効果も得た。

③若者・子育て世代住宅取得補助金【まちの魅力創造課】

若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、補助金を交付します。

No.	取組実績
117	住宅ローンを活用して市内に戸建て住宅を購入した若者・子育て世代を対象に、最大15万円（基本額10万円、加算額5万円）の住宅取得補助事業を実施した。 また、事業の周知にあたっては、市広報紙「りゅうほー」やホームページ、市公式SNSを活用したほか、税務課と連携し、家屋調査の案内通知にチラシを同封した。さらに（公社）宅建協会と連携し、不動産業者へのチラシ配布を行うとともに、担当課において市内店舗へポスター掲出を依頼するなど、情報発信に工夫を凝らし、対象者に幅広く周知できるよう取り組んだ。 【交付実績】 R6年度：159件

④空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助【まちの魅力創造課】

空家バンクによる住宅情報をホームページ等により提供し、中古住宅・土地を探している人の「買いたい」、「借りたい」といった意向を組み合わせ、移住・定住を促進します。

No.	取組実績
118	<p>(公社)宅建協会と連携して中古住宅(空家)・土地の情報を「空家バンク登録物件一覧」として市公式ホームページに掲載したほか、市広報紙「りゅうほー」、市公式LINEを活用し制度の周知・情報発信を行うとともに、都内で開催された移住フェアに参加し登録物件の紹介を行った。その結果、令和6年度は27件の物件が登録され、15件が成約に至った。また、空家バンクへの物件登録者が行う家財処分(1件)、物件購入者が行う改修工事(3件)に補助金を交付し、空家バンク制度の活用による流通促進に努めた。</p> <p>【空家バンクの登録数、成約数の推移】 R2年度:登録4件、成約1件 R3年度:登録6件、成約6件 R4年度:登録16件、成約14件 R5年度:登録15件、成約12件 R6年度:登録27件、成約15件</p> <p>【空家バンク活用促進事業補助金交付実績の推移】 R5年度:家財処分2件、改修工事3件 R6年度:家財処分1件、改修工事3件</p>

施策2 安心して外出できる環境を確保します

①安全で歩きやすい歩道等の確保【道路公園課】

狭い生活道路の整備・改善に努めるとともに、段差の解消や破損個所の速やかな修繕等により誰もが安全で歩きやすい歩道の確保に努めます。十分な見通しができるよう、除草や街路樹の剪定を徹底します。

No.	取組実績
119	<p>道路パトロールや市民からの通報で確認された道路の段差の解消や破損個所については、速やかな修繕し、安全で歩きやすい歩道を確保した。維持管理業務として除草、樹木剪定を実施しており、特に通学路に面した幹線道路の一部の除草については、年2回から年3回に変更して実施し、十分な見通しを確保した。</p>

②公園の適正な管理【道路公園課】

防犯上にも配慮し、安全に遊ぶことができる公園の適正な管理に努めます。また、公園に設置している遊具の点検を定期的に行い、安全性の確保に努めます。

No.	取組実績
120	<p>維持管理業務として除草、樹木剪定、間伐及び園内清掃を実施した。また、計画に基づいた遊具更新やトイレ更新及び公園施設(遊具・公園灯等)の修繕等を実施し、安全で安心して利用できる公園を確保した。</p>

③公共交通機関の充実【都市計画課】

コミュニティバスと乗合タクシー「龍タク」の運行による交通空白地域の解消を図るとともに、各公共交通機関との連携により、誰もが利用しやすい公共交通環境の充実に努めます。

No.	取組実績
121	<p>公共交通空白地域の解消に向け、コミュニティバスと乗合タクシー「龍タク」の運行を継続した。また、市東部地域におけるAIオンデマンド交通の本格運行と、それを踏まえたコミュニティバスの全体的な見直しを軸とした、令和7年4月の地域公共交通再編の実施に向けて準備を進めた。</p>

④子ども・子育て世帯に優しい店舗・施設の確保【こども家庭センター】

ベビーシートやおむつ替えシート等を備えるたつこの育て応援の店や、子育て家庭に優待サービスを行ういばらきKids Club協賛店舗の拡充に努めながら、それぞれの普及、利用促進を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
122	たつこの育て協力店舗・施設の数（店舗・施設）	69	68	68	60	57	たつこの育て応援の店登録店に連絡し、情報更新を行うとともに、市広報紙「りゅうほー」及び市公式ホームページにて市民への周知と協力店の募集を行った。

施策3 子どもを交通事故・水の事故から守ります

①通学路の安全確保【教育総務課/防災安全課/道路公園課】

道路環境などを考慮した安全な通学路の指定について、学校と協議します。
関係機関と連携しながら、通学路の安全点検を実施、危険箇所の改善を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
123	児童生徒の登下校時における交通事故発生件数（件） （教育総務課）	7	4	3	2	1	<p>【教育総務課】 通学路における交通安全上の新規危険箇所に対し、警察・道路公園課・防災安全課・学校・教育委員会による合同点検（現地確認）を実施し各所管による安全対策が行われた。 関係機関と連携し通学路合同点検を実施した。危険箇所に対しては、安全対策を計画し、順次安全対策を実施することができた。</p> <p>【防災安全課】 交通安全対策協議会委員に対し市内の交通安全に関する要望の照会を行い、通学路に該当する箇所については通学路合同点検において共有したほか、警察等への情報提供を行った。</p> <p>【道路公園課】 通学路の合同点検で確認した危険箇所に対する対応として、区画線及びグリーンベルト（路側帯を緑に着色）を設置した。</p>

②交通安全教室の開催【防災安全課】

警察署や交通安全協会と協力しながら、交通安全教室を開催します。

No.	取組実績
124	保育園、小学校、企業等において警察署と協力して交通安全教室を開催し、横断歩道の渡り方や自転車の安全利用等についての指導を行った。

③交通安全施設の整備【防災安全課】

カーブミラーや道路のペイントなど、交通安全施設の適正な設置・維持管理に努めます。

No.	取組実績
125	カーブミラーの新規設置や道路の再ペイントについては、防災安全課において住民自治組織の代表者からの申請に基づき設置の可否を検討し、工事担当課である道路公園課に設置を依頼した。また、信号機や一時停止などの交通規制に関する施設については、住民自治組織等からの要望を取りまとめ竜ヶ崎警察署へ提出した。なお、カーブミラーの修繕については、適宜業者に発注し、簡易なものは職員が修繕した。(カーブミラー新規設置数：18基)

④チャイルドシート利用の徹底【防災安全課】

交通安全キャンペーンなどの機会を通して、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法等について啓発を図ります。

No.	取組実績
126	チャイルドシート利用について、季節ごとの交通安全街頭キャンペーンや広報等においてドライバーに対して利用の呼び掛けを行った。

⑤自転車の安全利用の促進【防災安全課】

自転車の安全な利用に関する「龍ヶ崎市自転車の安全な利用に関する条例」の周知をはかるとともに、「自転車安全利用五則」や自転車に係る道路交通規則の遵守について、広く啓発に努めます。

No.	取組実績
127	令和元年12月18日に制定された『龍ヶ崎市自転車の安全な利用に関する条例』の概要チラシを来庁者に配布するとともに、令和4年11月1日に改正された「自転車安全利用五則」について広報紙の掲載等により周知を図った。また、警察署と協力した交通安全教室においては、自転車安全利用推進員と連携して、自転車の安全利用に関する指導を行った。令和5年10月からは自転車用ヘルメット着用促進補助金制度を開始し、ヘルメットの購入に係る補助に加え、自転車の点検整備や自転車保険への加入を行った場合には補助額を加算することにより、自転車の安全利用の推進を図った。

⑥子どもの危険箇所の改善【防災安全課/農業政策課/道路公園課/下水道課】

子どもの視点から見通しが悪い道路や交差点などの危険箇所を点検し、改善に努めます。水難事故を防止するため、用水路や河川への進入防護柵や看板の設置など水際に近づかないよう注意喚起を図ります。

No.	取組実績
128	<p>【防災安全課】 交通安全対策協議会委員に対し市内の交通安全に関する要望の照会を行い、通学路に該当する箇所については通学路合同点検において共有した他、警察等への情報提供を行った。</p> <p>【農業政策課】 牛久沼土地改良区からの要請により、かんがい期中の農業用排水路における事故防止のための防災無線での注意喚起を依頼し、実施しました。 土地改良区管内における子どもの農業用排水施設における事故やけがの報告はありませんでした。</p> <p>【道路公園課】 防災安全課からの要望や通学路の安全点検で確認した危険箇所のカーブミラー・区画線や金網柵を設置した。</p> <p>【下水道課】 準用河川や防災調整池における侵入防止柵、注意喚起看板等の破損や老朽化、雑草や樹木繁茂の早期発見を目的とした巡回を行い、除草や伐採、破損や老朽化が確認された箇所の補修を実施した。また、市に寄せられた一級河川や用水路に対する要望を各管理者(国や県、土地改良区)に対して情報提供を行った。</p>

⑦未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施【保育課】

幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所において、日常的に集団で移動する経路について、実態把握に努めるとともに、危険個所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。

No.	取組実績
129	各施設等において、毎朝遊具、園庭の点検及び施設内の点検を実施している。また、散歩経路上や施設の周辺の危険個所の事前確認を実施し、子どもたちの安全確保に努めた。

⑧スクールガード【教育総務課】

子どもの登下校の時間に合わせて、通学路や近くの公園などをパトロールしながら、子どもを見守る活動を行います。

No.	取組実績
130	各小中学校をとおして依頼を行い、地域の防犯ボランティアの方々による登下校の見守り活動を行った。また、毎週月曜日と木曜日午後2時30分より防災行政無線による下校の見守り放送を行い、地域の方々に「ながら見守り」の呼びかけを行った。

施策4

子どもを犯罪から守ります

①生活安全推進協議会の開催【防災安全課】

警察署、学校関係者、防犯連絡員などを構成員とした生活安全推進協議会を開催し、情報の共有や防犯活動の連携の強化を図ります。

No.	取組実績
131	令和6年度は11月に生活安全推進協議会を開催。龍ヶ崎市における防犯対策についての説明や、講師を招いて防犯に関する講演を行った。

②地域防犯活動の推進【防災安全課/教育総務課】

「北竜台防犯ステーション（HBS）」を拠点として、防犯パトロールを中心とする地域防犯活動を推進します。

各小学校の防犯サポーターと協力しながら、児童の登下校時の安全を確保します。

子どもたちを事件や犯罪から守るセーフティネットとして、子どもを守る110番の家の確保に努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績	
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
132	子どもを守る110番の家登録数（軒） （教育総務課）	-	1,879	1,879	1,544	1,242	【防災安全課】 北竜台防犯ステーションを拠点とした、市防犯サポーターによる防犯パトロールの実施や、児童の登下校の見守り活動やRyuパト会による防犯・交通安全活動を行い、市民生活の安全・安心に寄与した。 【教育総務課】 「子どもを守る110番の家」の看板を作成し、新規会員の方や看板の看板希望の会員の方に配布した。 防犯活動に活用していただけるように、防犯ボランティアの方に防犯グッズ（帽子・ベスト・腕章）を配布した。
	小学校防犯サポーターの数（人） （教育総務課）	396	338	328	328	329	
	市公式サイトに掲載した不審者情報件数（件） （防災安全課・教育総務課）	14	—	—	—	—	

③防犯教室・防犯訓練の支援【防災安全課】

警察署や関連団体と連携して、学校や認定こども園及び保育所（園）等において防犯教室や防犯訓練を実施し、防犯意識の向上に努めます。

No.	取組実績
133	市内中学生計59名を「中学生1日防犯連絡員」として委嘱し、警察官や防犯連絡員とともに各家庭を訪問し、防犯チラシの配布や防犯の呼びかけを行いながら市民の防犯意識の高揚を図った。

④防犯灯の整備【防災安全課】

住民自治組織と連携しながら、防犯灯を適正に維持・管理し、夜間における安全を確保するとともに、LED防犯灯の設置を推進します。

No.	取組実績
134	住民自治組織等の要望を受け、63基の防犯灯の新設、10基の修繕を行い、夜間の安全確保のための取組みを行った。

⑤防犯カメラの設置推進【防災安全課】

犯罪に対する抑止効果を高め、発生した事件や事故の早期解決の一助となるよう、警察署と協議しながら公共施設や交差点など適切な場所に防犯カメラの設置を推進します。また、自主防犯活動の補完として、新たに防犯カメラを設置する地域団体に対し、その設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

No.	取組実績
135	竜ヶ崎警察署と協議を行い、犯罪や不審者情報が多発する交差点、交通量の多い交差点及び地域間のバランスも考慮し、防犯カメラを設置している。また、防犯カメラの設置する自治会等、1団体に対して1基分の防犯カメラ等設置事業補助金を交付した。

⑥危機情報の共有体制の推進【教育総務課/防災安全課/こども家庭センター】

警察では、「ひばりくん防犯メール」、龍ヶ崎市ではメール配信サービスで防犯のカテゴリーを設けて、不審者情報等の防犯に関する情報を定期時、配信しています。また、台風や地震などの危機情報を学校・保育施設等で共有することが重要であることから、関係機関と連携を深めます。

No.	取組実績
136	【防災安全課】 竜ヶ崎警察署において、「ひばりくん防犯メール」による不審者情報や犯罪発生情報、防犯対策情報等の提供を行った。また、竜ヶ崎警察署と連携し、龍ヶ崎市メール配信サービスによる情報提供を行った。

基本施策7	仕事と家庭生活が両立できる環境づくり
-------	--------------------

施策1	仕事と家庭生活が両立できる働き方を促進します
-----	------------------------

①子育て世帯に配慮した職場づくりに向けた啓発【こども家庭センター/人事行政課/商工観光課】

育児休業制度、短時間勤務及び復職支援制度の普及など、子育て世帯に配慮した職場づくりに向けた啓発を図ります。

No.	事業の目標又は状況を見る指標	取組実績					
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
137	つくばの里工業団地内企業における育児休業取得人数(人) (こども家庭センター)	-	-	-	-	-	【人事行政課】 龍ヶ崎市役所では、男性職員が育児休業を取得することに対し、職場風土が醸成されていることで、平成27年度から令和6年度まで10年連続で男女ともに育児休業取得率100%を達成している。 (参考) 令和6年度子どもが生まれた男性職員の育児休業取得日数の平均は26.5日
	龍ヶ崎市役所における男性育児休業取得人数(人) (人事行政課)	4	2	7	5	4	
	仕事と子育てが両立しやすい職場環境であると感じている保護者の割合(%) (出典:乳幼児保護者アンケート)	-	78	68	78	70	

②就職希望者への支援【商工観光課】

ハローワークなどの関係機関と連携して、就職面接会や求人情報の提供を行い就職希望者への支援を行います。

No.	取組実績
138	ハローワーク龍ヶ崎の後援による市主催の就職・転職フェアを11月9日に開催し、企業28社、求職者61名が参加した。また、茨城県などが開催する就職イベントのチラシやハローワーク龍ヶ崎が提供する求人情報を本庁舎1階の求人情報コーナーに配架、市公式ホームページに掲載するなどの周知を行った。

③家庭における男女共同参画の促進【地域づくり推進課】

男性を対象とした講座やイベントを実施し、男女共同参画の啓発を行うことで男性の育児や家事など家庭への参画を促進します。

No.	取組実績
139	令和2年度から4年度まで、子育てをテーマにした川柳(「イクメン川柳」「みんなで子育て川柳」)を公募し、優秀作品の表彰や公表を行った。令和5年度に第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画後期実施計画の見直しを行い、子育ての環境は各家庭の事情により様々であることや、同性同士のパートナーなど多様性への理解促進が求められていることを踏まえ、男性に限定するのではなく、家族みんなで協力して家事や育児を担うことを啓発する事業を企画していくことが重要と位置付け、令和6年度は性的マイノリティをテーマに、広報紙への記事掲載や講演会を2回実施した。

施策2

仕事と家庭生活が両立できる基盤を確立します

①安心して子どもを預けられる環境整備【保育課/こども家庭センター】

就労形態や就労時間など、保護者のニーズ等を把握しながら教育・保育施設のサービスの必要利用定員の確保に努めます。
施設を利用せずに家庭で子育てしている保護者について、いきいきと楽しく子育てできる子育て支援サービスの充実努めます。

No.	事業の目標又は状況を見る指標					取組実績
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
140	4月1日の待機児童数(人)	0	0	0	0	【保育課】 保育需要に対応できるよう、入所最大受入人数を定めるとともに、定員枠の弾力的運用を行い、入所定員を確保したことで、年度を通じて待機児童の発生には至らなかった。
	子育てが楽しいと回答した就学前児童保護者の割合(%) (出典：子ども・子育て支援ニーズ調査)	-	-	-	79.4	
	子どもを産み育てやすい施設やサービスに満足していると回答した就学前児童保護者の割合(%) (出典：子ども・子育て支援ニーズ調査)	-	-	-	47.8	

基本施策8	すべての子どもがより良い教育・保育を受けられる環境づくり
-------	------------------------------

施策1	早期発見・早期支援のための取組の強化
-----	--------------------

①家庭児童相談室【こども家庭センター】

家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等の様々な悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援します。

No.	取組実績
141	こども家庭課内に設置した「子ども家庭総合支援室」において、令和6年度は子どもを持つ家庭や要支援妊婦等の様々な相談を年間で178件受け、関係機関と連携して支援を行った。

②子育て世代包括支援センター特定妊婦の早期発見【こども家庭センター】

子育て世代包括支援センターにて、全ての妊婦と面接し、実情を把握します。支援が必要な妊婦は特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら相談の支援をします。

No.	取組実績
142	母子健康長交付時に全ての妊婦と面談し、支援が必要と判断した妊婦については、孤立することなく安心して子育てができるよう、支援プランを作成し、電話や訪問などを行い、子育て期にかけて継続支援を行った。また、必要に応じて産科医療機関と連携しながら支援を行った。 支援プラン作成数：138件

③幼稚園、認定こども園、保育所（園）入所時の面接・入所後相談【保育課】

幼稚園、認定こども園、保育所（園）入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の問題等を発見した場合は、速やかに、こども家庭課等に通告・相談し問題の解決を図ります。

No.	取組実績
143	申請書受付時に発見した場合や入所児童の家庭状況等について各施設より情報提供があった場合には、必要な支援を確認して関係機関と連携し問題解決を図った。

④小・中学校での相談【教育センター】

学校に通う子どもの状況により、必要な場合は担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援相談員、心の教室相談員等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、こども家庭課と連携を図ります。

No.	取組実績
144	市立全小中学校に、龍の子さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー等を配置または派遣し、学校と適切に情報共有・連携しました。年9回実施の龍の子支援会議での情報共有や、各学校からの情報提供により貧困問題等を発見した場合は、こども家庭センターとの連携を図り、家庭訪問や保護者面談などの適切な支援を行うことができました。

⑤スクールソーシャルワーカーによる巡回相談【教育センター】

見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置し、巡回による相談を行います。

No.	取組実績
145	学校からの相談票や年9回実施の龍の子支援会議での情報共有をもとに、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をするなど、学校だけでは発見しづらい貧困問題の早期発見・早期対応に努めることができた。学校の教職員の介入が難しい家庭の相談では、こども食堂や民間フリースクール、放課後等デイサービス等の福祉・行政サービスにつなぐことで、生活が安定し登校につながったケースもあった。

⑥ひとり親家庭自立支援相談【こども家庭センター/保育課】

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、状況に応じた行政サービスの案内を行います。

No.	取組実績
146	<p>【こども家庭センター】 児童扶養手当現況届の提出時期（8月）に、市内の児童扶養手当資格保有者全世帯を呼び出し、窓口に来庁した全世帯の就業状況を確認した。令和6年度の現況届対象世帯は626世帯であり、このうち無職の受給者には、現況届の提出と合わせて、出張ハローワークへの案内等、求職支援につないだ。また、鉄道（JR）通勤定期乗車券購入証明書の発行や、母子寡婦福祉資金貸付の相談対応等、ひとり親家庭の保護者の状況に応じた制度をご案内した。</p> <p>【保育課】 保育所の入所利用調整の際に加点を設けることにより優先入所に配慮し、市民税の課税状況により保育料の減額等を行った。</p>

⑦地域との連携による早期発見【教育センター/こども家庭センター】

民生委員児童委員、自治会等、地域からの支援を要する家庭の連絡により、ソーシャルワーカーや家庭相談員が相談に応じ必要な支援制度につなげます。

No.	取組実績
147	<p>【教育センター】 龍の子支援会議における関係各課との連携や学校との情報共有を適切に行い、適宜スクールソーシャルワーカーを派遣した。スクールソーシャルワーカーが学校と連携しながら繰り返しアウトリーチ支援を行うなどしたことで、必要な支援へとつなげることができた。スクールソーシャルワーカーの相談・支援は、不登校、児童虐待、貧困、心身の健康、家庭環境等と多岐にわたり、年間で104ケースとなった。</p> <p>【こども家庭センター】 地域などからの相談や通報に対して、情報収集や家庭訪問などにより必要な支援を確認して関係機関と連携して問題解決に向けて適切な支援を行った。また、龍の子支援会議における関係各課との連携や学校との情報共有を適切に行い、適宜スクールソーシャルワーカーを派遣した。スクールソーシャルワーカーが学校と連携しながら、繰り返し家庭訪問等を行ったことで、必要な支援へとつなげることができた。</p>

①児童扶養手当【こども家庭センター】

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。本手当は、支給要件に該当する児童を監護している母、父又は父母に代わって養育している方に対して支給されます。

No.	取組実績
148	令和6年11月1日より児童扶養手当法等の一部が改正され、所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられた。改正については広報紙や受給者に向けた通知を発送することにより周知を図った。令和6年度の支払実績は279,984,000円であり、最終3月の定期払いは受給者543名に対し、49,202,570円を支給した。

②医療福祉費支給制度（通称：マル福）【保険年金課】

ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の保険適用分を助成することにより、その心身の健康の向上を図るとともに、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。対象者は、満10歳に達する日以降の最初の3月31日（障がいまたは高校在学の場合等は20歳未満）までの間にある児童を扶養している配偶者のない方とその児童で所得制限があります。

No.	取組実績
149	市民窓口課、こども家庭課と連携を図り、ひとり親家庭対象と思われる方に制度の説明及び申請を促し、対象となる方に適正に医療費の助成を行った。

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（県）【こども家庭センター】

平成26（2014）年10月から法改正により、父子家庭も対象となり、ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金を貸付します。申請については窓口がこども家庭課となります。

No.	取組実績
150	令和6年度は貸付相談を計7件行ったが、貸付の決定に至ったのは内1件だった。申請貸付の決定までに約2ヶ月かかることや、申請者が実際に支払った金額を後から請求する必要があるため、希望に添わないものであったことで申請に至らないことが多かった。

④生活保護【こども家庭センター】

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童・生徒に対し、学習支援をはじめ、悩みや進学に関する助言などを行うことにより、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。

No.	取組実績
151	支援対象児童等見守り強化事業として、生活困窮世帯等の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象とした学習支援事業（無料塾）を実施し、学習習慣の確立のサポートを行った。

⑤緊急小口貸付金事業【龍ヶ崎市社会福祉協議会】

生活保護法の規定に基づき、龍ヶ崎市福祉事務所より生活保護の申請が受理された世帯で、生活保護費の支給がされるまでの間において、日常生活を営むことが著しく困難であると認められる世帯の方に対して、貸付を行います。

No.	取組実績
152	龍ヶ崎市福祉事務所との連携により、日常生活を営むことが著しく困難と認められる、生活保護を申請した世帯に対し、緊急かつ一時的な貸付を行った。 貸付件数・・・令和2年度 29件/令和3年度 30件/令和4年度 28件/令和5年度 15件/令和6年度 26件

⑥緊急一時食品支援事業【龍ヶ崎市社会福祉協議会】

離職等の理由により生活が窮迫状態となり、生命が脅かされ又は、健康被害が生じるおそれのある世帯の方に対して、一時的に食品の提供を行います。

No.	取組実績
153	離職や減収等の理由により生活が窮迫した状態となった世帯に対し、一時的な支援として食品を提供した。 提供件数・・・令和2年度 59件/令和3年度 67件/令和4年度 129件/令和5年度 116件/令和6年度 126件

施策3**教育支援の充実****①生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業【こども家庭センター】**

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者双方に必要な支援を行います。

No.	取組実績
154	支援対象児童等見守り強化事業として、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業（無料塾）、居場所づくり事業（子ども食堂）と、アウトリーチによる家庭訪問事業を実施し、学習習慣の確立へのサポートをはじめ、食事の提供、家庭状況の把握や困りごと相談を行った。

②就学援助制度【教育総務課】

小・中学校に通学している子どもの保護者で経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。

No.	取組実績
155	令和6年度は537人(小学生337人、中学生200人)に学用品費、学校給食費等の援助を行い、保護者の経済的負担軽減を図った。

③奨学金制度【教育総務課】

経済的理由により入学・修学が困難な優秀な生徒・学生に学費等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的として、入学資金・修学資金を無利子で貸付します。

No.	取組実績
156	進学に意欲があり、経済的理由で進学が困難な市内在住の高校生29名に対し、月額1万円・年間総額348万円支給した。アンケートからは奨学金を書籍の購入や通学費などに充てており、有効に活用していただいている状況を確認することができた。

④スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整【教育センター】

貧困状況にある子どもを、学習支援や就学援助等の支援に円滑につなぎます。

No.	取組実績
157	学校や関係各課と情報共有、連携し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどして児童生徒や保護者からの相談を受け、こども食堂や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを紹介し、さらには見学にも同行するなど、保護者や児童生徒の困り感に寄り添った支援につなげることができた。

⑤外国につながる子どもや保護者への支援【関係各課：地域づくり推進課/指導課/教育センター】

外国につながる子どもや日本語を母国語としない保護者が生活する中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談体制を整備します。

No.	取組実績
158	<p>【地域づくり推進課】 外国籍の方が母国語で相談できる、外国人相談センター（（公財）茨城県国際交流協会が運営）の周知・案内を行ったほか、内容に応じて関係相談機関や龍ケ崎市国際交流協会が実施する日本語教室などの事業を紹介した。また市の行政手続等の情報を入手及び理解しやすくするために、やさしい日本語とベトナム語・タガログ語・中国語・英語の4言語で作成し市公式ホームページに掲載するとともに、掲載ページの二次元コードを印刷した「りゅうがさきおやくだちカード」を作成・配布し、アクセシビリティを高めた。そのほかウクライナからの避難民家族に関して、市国際交流協会と連携を図りながら相談事への対応や生活支援を行った。</p> <p>【指導課】 外国につながる子どもや日本語を母国語としない子どもが日本語を習得し学校生活に適應できるよう生徒8名に対し、茨城県が主催するグローバルサポート事業を活用した日本語指導が行えるように各学校に周知・案内、県教委との連絡調整を図ることができた。各学校の取り組み状況を参観し、必要に応じて指導助言を行うことができた。</p> <p>【教育センター】 外国につながる子どもや日本語を母国語としない子どもが日本語を習得し学校生活に適應できるよう児童生徒19名に対し、教育相談員を派遣する等して日本語及び学校生活等に関する指導等を行うことができた。また、長期休業期間中に、学校を訪問し、日本語指導の状況について、管理職や担任と情報交換を行うことができた。</p>

⑥多様な性への理解【地域づくり推進課】

性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面することのないように相談できる体制を整備します。また、広報紙や市公式ホームページ等を通じて、性的少数者（LGBT等）への理解促進のための啓発を行います。

No.	取組実績
159	市公式ホームページでは引き続き「性の多様性と相談窓口について」「LGBT理解増進法」「いばらきパートナーシップ宣誓制度」に関する記事を掲載し周知を図った。市広報紙には、多様な性への理解促進のため、LGBTに関する啓発記事「-誰もが心地よく生きるために-「多様な性」って何だろう？」を掲載した。また人権週間記念フェスタで性的マイノリティであることをカミングアウトしている、ものまねタレントのハリウリサ氏による講演会を開催したほか、自身が性的マイノリティである仲間しゅん弁護士による講演会「～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～性的マイノリティってなに？」を開催し市民への啓発に努めた。

施策4

就労支援の充実

①ひとり親家庭の就労支援【こども家庭センター】

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握した上で、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。

No.	取組実績
160	児童扶養手当の現況届の提出に来庁した受給者全員に就労状況の確認を行い、8月5日には市役所庁舎にてハローワーク職員による就労相談を行った。

②高等職業訓練促進給付金【こども家庭センター】

就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。

No.	取組実績
161	社会福祉士、看護師の資格取得を目指す受給者に対し、就学中の生活資金として、3名に支給を行った。内、新規は1件であった。給付月額是非課税世帯が100,000円、課税世帯が70,500円で最終年度には4万円を加算し、支給した。

施策5

支援体制の整備・充実

①貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制の整備【関係各課：こども家庭センター/指導課/教育センター】

貧困等困難を抱える児童に対し、関係部署が連携しながら、課題の解決に向けた対応を行います。

No.	取組実績
162	【こども家庭センター/指導課】 年9回開催の龍の子支援会議に出席し、貧困等の困難を抱える児童生徒の情報を共有し、各課と連携を図りながら、課題の解決に向けた対応策や支援策について検討を行った。 【教育センター】 龍の子支援会議を年間で9回実施し、関係各課との情報共有を行い、必要に応じて、学校と情報共有、連携し、スクールソーシャルワーカー等を派遣する等の対応を行った。

②龍ヶ崎市子ども家庭総合支援室【こども家庭センター】

子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「龍ヶ崎市子ども家庭総合支援室」を整備し体制の強化を図ります。

No.	取組実績
163	【再掲】 こども家庭課内に設置した「子ども家庭総合支援室」において、令和6年度は子どもを持つ家庭や要支援妊婦等の様々な相談を年間で178件受け、関係機関と連携して支援を行った。

③スクールソーシャルワーカーによる相談支援【教育センター】

見えにくい貧困の問題を早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。

No.	取組実績
164	学校や関係各課と情報共有、連携し、スクールソーシャルワーカーを派遣して児童生徒や保護者の相談を受け、こども食堂や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを紹介し、さらには見学にも同行するなど、保護者や児童生徒の困り感に寄り添った支援につなげることができた。

⑤龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク【こども家庭センター】

貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなく様々な問題が絡み合うことも多いため、関係機関とのネットワークを強化し対応することが必要です。龍ヶ崎市子どもを守るネットワークを活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。

No.	取組実績
165	龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク代表者会議、実務者会議、龍の子支援会議、要支援妊婦会議を定期的を開催するとともに、関係機関による個別ケース検討会議を必要に応じて開催し、情報共有と支援方針の確認を行った。

⑤こども食堂への支援・連携【こども家庭センター】

ひとりで過ごすことが多い子どもの居場所、学校の勉強についていけない子どものための学習支援の場、歯磨きなどの習慣がない子どもに歯磨きの習慣を伝える場など、食を通してコミュニケーションがとれる子どもの居場所として様々な支援者と連携し、支援します。

No.	取組実績
166	支援対象児童等見守り強化事業として生活困窮世帯等の子どもに対する居場所づくり事業（子ども食堂）を実施し、家庭状況の把握や食事の提供、困りごと相談などの支援を行った。また、居場所の提供と併せて、生活支援、学習支援、アウトリーチによる家庭訪問もを行い、総合的な支援を行った。

議事2：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する認可について

1. 背景

令和8年度より本格実施となる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「誰通）」という。」は、すべての市町村で行うこととなり、実施する民間施設は市区町村の認可を受ける必要がある。

認可申請を受けた市町村は、審査の過程で、子ども・子育て会議等から中立的・専門的観点によるご意見を伺い、最終決定することとなる。

*根拠法令：児童福祉法第34条の15 一部抜粋

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。(省 略)

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準(省 略)に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。(省 略)

2. 意義と概要

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められているため、本制度ではこどもの成長の観点から「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている。*国資料一部抜粋

保育所等を利用する場合には、就労等の保育の要件を満たす必要がある現行の制度とは異なり、要件を問わず、こども1人あたり「月10時間」まで利用できる新たな制度。▶ 具体的な実施方法などの制度概要は、別添「市内認可施設への説明資料」（以下「説明資料」）p5～10をご参照ください。

【期待される役割】

・ 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減 ・ 保育士からのアドバイス等による、こどもと保護者の関係性向上 ・ 自治体による支援が必要な家庭の把握

3. 実施方針（提供体制）

実施にあたっては、龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画に基づいた体制整備等を進め、提供体制の確保に努めていく必要がある。

①龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画値（説明資料 p11、計画冊子 p49）

年齢	R8		R9	R10	R11
	利用対象者見込数	利用時間	提供体制確保必要数*		
0歳児	130人	10時間/月	8人	8人	8人
1歳児	120人		7人	7人	7人
2歳児	97人		6人	6人	6人

確保必要数1人当たり8時間/日・22日/月
=176時間/月相当の受入れ時間となる。

*算出方法：利用対象者見込数×利用時間÷定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（国標準時間：月176時間（8時間×22日））▶小数点以下切り上げ

②民間認可申請施設-定員設定状況等一覧（利用案内掲載順）

No.	施設		実施方法	定員			受入れ体制	
	施設名	施設形態		0歳児	1歳児	2歳児	時間	日数
1	「こころの花」ときわ保育園	保育所	余裕活用型	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
2	まつやま大宮保育園	保育所	余裕活用型	1人	1人	1人	8時間/日	5日/週
3	かるがも保育園	小規模保育事業	一般型	1人	1人	1人	8時間/日	5日/週
4	ひなた・kids	小規模保育事業	一般型	1人	1人	1人	6時間/日	3日/週
5	Elly's House	小規模保育事業	一般型	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
6	認定こども園ぶどうの木龍ヶ崎幼稚園	認定こども園	余裕活用型	1人	1人	1人	8時間/日	5日/週
7	認定こども園竜ヶ崎みどり	認定こども園	余裕活用型	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
8	ながと夢認定こども園	認定こども園	一般型	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
9	しらはね認定こども園	認定こども園	一般型	1人	1人	1人	6時間/日	5日/週
10	（参考）八原保育所	保育所	余裕活用型	4人	3人	2人	6時間/日	5日/週

③民間認可申請施設-提供体制計画値換算

施設			実施方法	提供体制確保数*		
No.	施設名	施設形態		0歳児	1歳児	2歳児
1	「こころの花」ときわ保育園	保育所	余裕活用型	0.5人	0.5人	0.5人
2	まつやま大宮保育園	保育所	余裕活用型	0.5人	0.5人	0.5人
3	かるがも保育園	小規模保育事業	一般型	0.91人	0.91人	0.91人
4	ひなた・kids	小規模保育事業	一般型	0.41人	0.41人	0.41人
5	Elly's House	小規模保育事業	一般型	0.68人	0.68人	0.68人
6	認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園	認定こども園	余裕活用型	0.5人	0.5人	0.5人
7	認定こども園竜ヶ崎みどり	認定こども園	余裕活用型	0.5人	0.5人	0.5人
8	ながと夢認定こども園	認定こども園	一般型	0.68人	0.68人	0.68人
9	しらはね認定こども園	認定こども園	一般型	0.68人	0.68人	0.68人
10	(参考) 八原保育所	保育所	余裕活用型	2.73人	2.05人	1.36人
合 計				8.09人	7.41人	6.73人
【過不足】合 計 - 計 画 値				0.09人	0.41人	0.73人

②定員設定状況等を鑑み、クラス年齢ごとに確保数を算出。

算出例) 2歳児定員
 $1人 \times 8時間/日 \times 5日/週 \times 4週/月 \div 176時/月間 = 0.9090... \div 0.91人$

■ 計画値以上の提供体制を確保できる見込み

*算出方法：一般型にあつては「各定員数×時間数×日数×4週/月÷176時間/月」、八原保育所を除く余裕活用型にあつては「一律0.5人設定」

八原保育所の場合、余裕活用型ではあるものの、保育利用定員はそのままに誰通定員相当数を、通常保育の受入れ枠から減らすこととする。

4. 実施方針（提供内容）

すべての項目での実施が望ましいと考えるが、各施設における通常保育に支障のない範囲での実施を優先することとする。また、誰通は認可事業であることから、事業の継続性についても重要な判断材料であると考えている。

・民間認可申請施設-提供予定内容一覧

施設			実施方法	提供内容*1			事業の継続性 *2
No.	施設名	施設形態		食事の提供	親子通園	特別な支援の提供	
1	「こころの花」ときわ保育園	保育所	余裕活用型	自園調理	実施	なし	あり
2	まつやま大宮保育園	保育所	余裕活用型		実施	なし	
3	かるがも保育園	小規模保育事業	一般型		実施	なし	
4	ひなた・kids	小規模保育事業	一般型		実施しない	あり	
5	Elly's House	小規模保育事業	一般型		実施しない	なし	
6	認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園	認定こども園	余裕活用型		実施	あり	
7	認定こども園竜ヶ崎みどり	認定こども園	余裕活用型		実施しない	なし	
8	ながと夢認定こども園	認定こども園	一般型		実施	あり	
9	しらはね認定こども園	認定こども園	一般型		実施	あり	
10	(参考) 八原保育所	保育所	余裕活用型		実施	あり	

*1 提供の方法・有無については、各施設で検討することとされている。（こ家庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」参照）

*2 職員の配置状況や、定員の空き状況等を総合的に勘案し、本市が判断したもの。

5. その他

その他事項（実費徴収費額・利用パターン・アレルギーへの対応等々）については、主に各施設主導で検討していくこととなるが、利用料やキャンセルポリシー、申込期日等の一部事項は、本市主導で検討し、市内で統一することを想定している。

-----そのほか「龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（認可条例）」に規定の内容を踏まえ、-----

基準を満たすことを前提に、民間認可申請施設（9施設）の認可手続きを進めることについて、ご意見を伺いたい。

令和7年6月26日実施
市内認可施設への説明資料

令和8年度実施「こども誰でも通園制度」について

1. 法的位置付け

こども誰でも通園制度 = 「**乳児等通園支援事業**」 + 「**乳児等のための支援給付**」

令和7年度では、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」のうちの1つに「**乳児等通園支援事業**」として制度化されている。

令和8年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新たな**給付制度**として「**乳児等のための支援給付**」が創設され、同給付における「**乳児等支援給付費**」によって財政支援を行う。

○令和7年度

子ども・子育て支援法

子どものための教育・保育給付

子育てのための施設等利用給付

...

地域子ども・子育て支援事業

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ...

・**乳児等通園支援事業**

○令和8年度～

子ども・子育て支援法

子どものための教育・保育給付

子育てのための施設等利用給付

乳児等のための支援給付

...

地域子ども・子育て支援事業

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ...

**すべての市町村で
実施する必要あり！！**

2. 制度の意義

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められている。

そのため、本制度では、**こどもの成長の観点**から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている。

※ その他詳細は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引（以下「手引」という。）」 p 4～8を参照。

【参考】類似事業比較

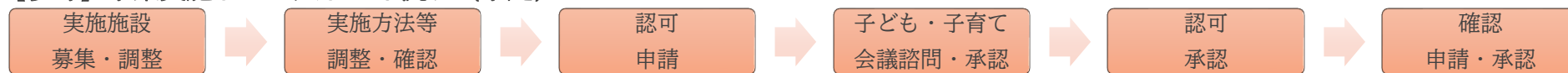
項目／事業名	こども誰でも通園制度	一時預かり事業（一般型）	リフレッシュ保育
実施目的 （公式-実施者目線）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。 【こどもの立場からの必要性】	保護者が、緊急一時的に家庭での保育が困難となった場合に、こどもを一時的に預かる。 【保護者の立場からの必要性】	保護者の育児疲れ等の私的な理由その他の事由により、一時的に保育する。 【保護者の立場からの必要性】
利用動機 （想定-利用者目線）	<ol style="list-style-type: none"> 1. こどもに保育所生活を体験してもらいたい。同世代の友達との触合いを体験してほしい。 2. こどもの育ちについて、保育士に見てもらいたい。アドバイスしてもらいたい。 3. こどもにあった施設を見つけるため、見学・体験したい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 用事等があり、預かって欲しい。 2. 入所施設が決まるまで、預かって欲しい。 3. 当該実施施設に入所予定（したい）のため、事前にこどもを慣らしたい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気分転換したいから、少しだけ預かって欲しい。 2. 用事等があり、預かって欲しい。（一時預かり事業に比べて、より気軽）
<p>「一時預かり事業」や「リフレッシュ保育」は、様々な理由があるものの保護者の立場からの必要性に対応する事業となっているが、一方で、「こども誰でも通園制度」は、こどもにとっての経験や学び、成育状況のアドバイスを得る等、こどもにとっての必要性に対応する事業となっている。そのため、こどもを預けるといふ点では類似する事業であっても、保護者の心理的な後ろめたさという観点では、その負担感は少なく、こどもを気兼ねなく預けやすいといったことが期待できる。</p>			

3. 制度の概要

月一定時間（月10時間/人）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（乳児等のための支援給付）。

- ・ **0歳6ヵ月から2歳までの保育所等に通っていない**こどもが対象
※ 認可外保育施設に通っているこどもは対象。
- ・ **市町村の認可、確認を受けている**事業者が対象

【参考】事業実施までの大まかな流れ（予定）



【参考】類似事業比較

項目／事業名	こども誰でも通園制度	一時預かり事業	リフレッシュ保育
対象児童	0歳6ヵ月から 2歳 まで	（概ね）0歳6ヵ月から 小学校就学前 まで	0歳6ヵ月から 3歳 まで
実施場所	八原保育所+（私）施設	（私）保育施設	さんさん館+駅前こどもステーション
利用料	300円/1時間（R7時点）	250円/1時間	300円/2時間まで、以降150円/30分
利用可能日数	10時間/月まで	特になし	2日程度/週まで

3. 制度の概要

① 実施方法

実施方法には、各施設で定める既存の保育利用定員とは別に受入れ枠を新たに設ける「**一般型**」と、既存の保育利用定員の空き枠を活用する「**余裕活用型**」があり、各施設ごとに選択することができる。

実施方法	定員	職員	保育	備考
一般型	・ 誰通の専用として、 新たな受入れ枠 を設定	・ 専任職員の配置が 必要 (公定価格等における充足すべき数を 超えて配置した保育士)	本制度 利用者単独 在園児合同	・ 受入れ枠が 安定 しやすい ・ 在園児との合同保育の場合、面積要件 を満たしていれば、専用室は不要
余裕活用型	・ 既存の保育利用定員に対する 空き枠 を、誰通の受入れ枠と して活用	・ 専任職員の配置が 不要 (各クラスの保育者による受入れ)	在園児合同	・ 受入れ枠が 不安定 になりやすい ・ 1年を通じて、空き枠が発生しやすい 施設での実施が望ましい

② 受け入れるこどもの年齢・時間枠

受け入れるこどもの年齢・時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提に、事業所の実情に応じ設定することができる。

例として、時間枠については、午前・午後それぞれで2～4時間の利用枠を設けたり、1日の中で保護者が自由に利用できるよう枠を設けない等、**施設ごとに様々な設定が想定**される。

3. 制度の概要

③ 食事の提供

食事の提供の実施は、各施設ごとに選択することができる。実施する場合は、以下の内容を別途検討することが必要となる。

- ・提供体制（**自園調理、外部搬入、弁当持参**）
- ・献立作成方法
- ・0歳児を受け入れる際の授乳及び離乳食対応
- ・適切な衛生管理を行うためのマニュアル作成
- ・食物アレルギー

・・・etc

④ 親子通園

こどもが慣れるまでの対応として、親子通園の実施は、各施設ごとに選択することができる。実施する場合は、「実施回数及び期間」を検討することが必要となる。

ただし、親子通園が**長期間にならない**ことや、本制度の**利用条件とならない**よう留意すること。

⑤ 特別な支援が必要なこどもの受入れ

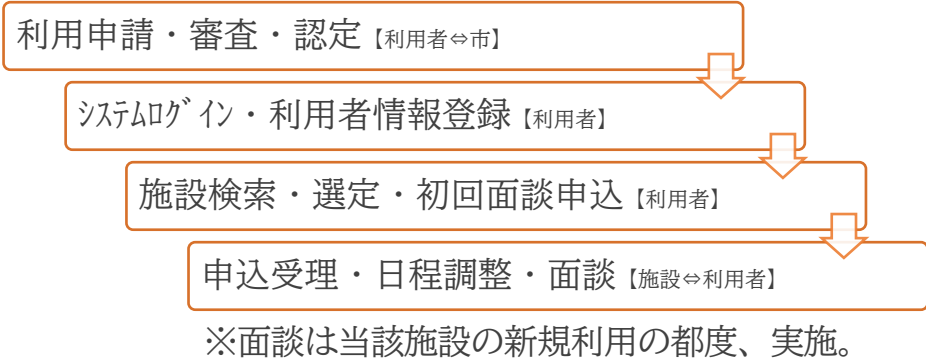
障がいのあるこども、医療的ケア児、言語的・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童等の特別な支援が必要なこどもの受入れに必要な体制整備が必要となる。

3. 制度の概要

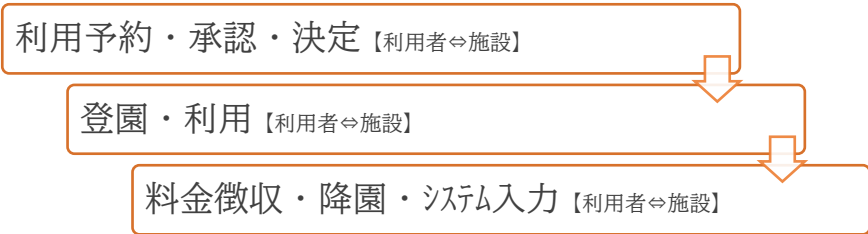
⑥ 利用の流れ

想定される一般的な利用の流れは、以下のとおり。総合支援システムの活用により、管理（予約・利用者・請求等の情報管理）の一元化が可能となる。

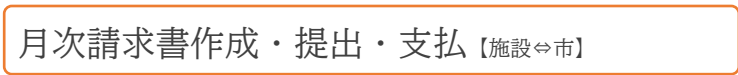
【初回利用時のみ】



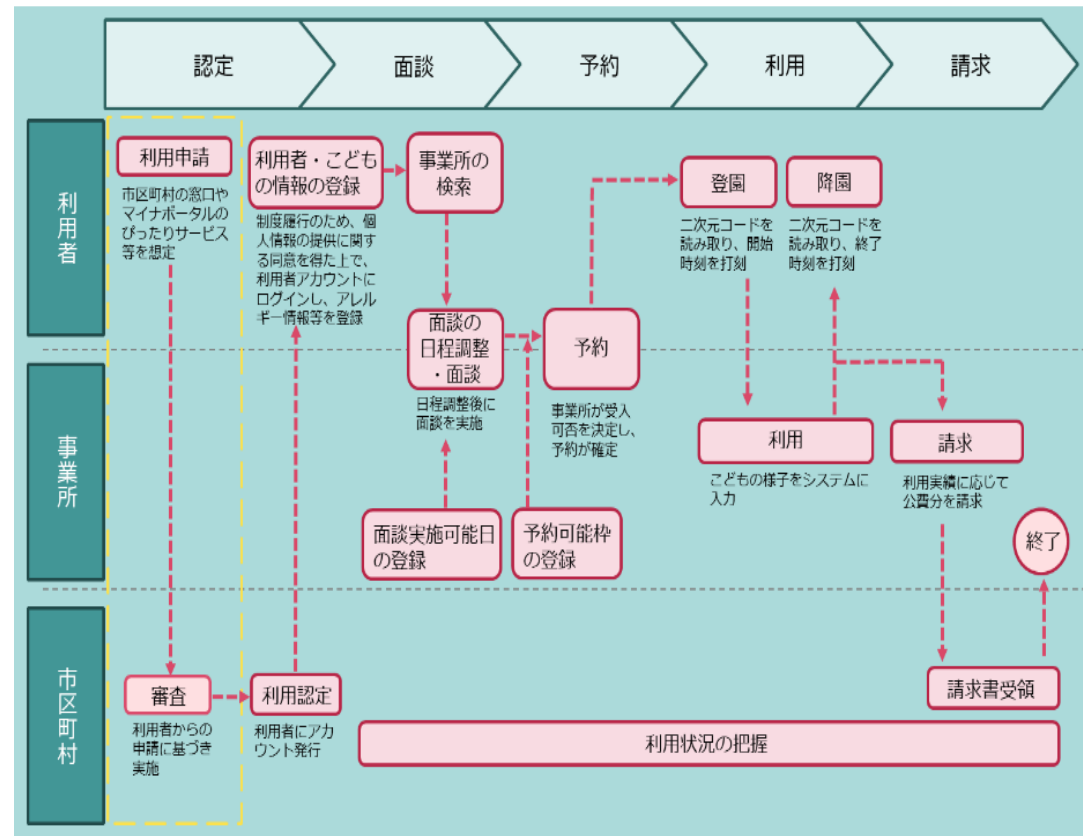
【毎回利用時】



【月次】



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



【二】は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

3. 制度の概要

【参考】

◎総合支援システム（事業者用）メニュー



◎登園・降園2次元コード

利用者端末のカメラアプリから、事業所職員が提示する2次元コードを読み取ります。



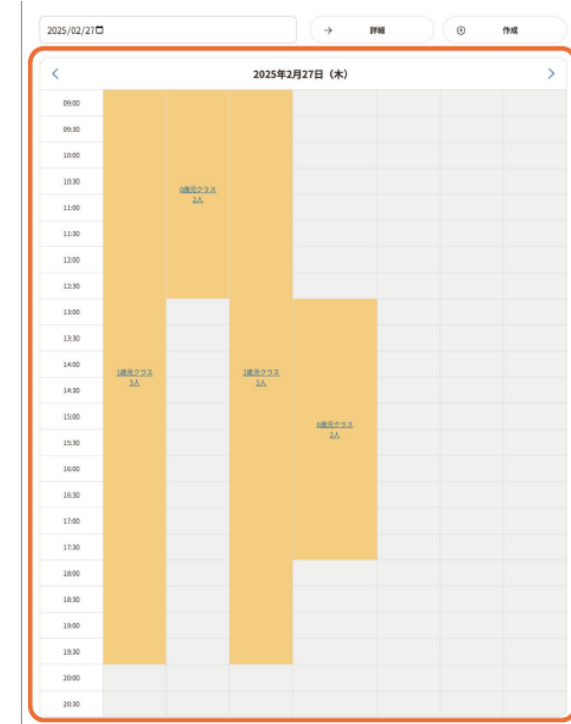
◎総合支援システム（利用者用）メニュー



◎利用者情報登録項目

	変更できる項目
基本情報	就労・就学先
	就労・就学先 電話番号
	ログイン時の第2段階認証
代理アカウントの情報	※上記「基本情報」にて変更できる範囲に加え、メール受信要否も設定可能
こどもの緊急連絡先	こどもの緊急連絡先情報 ・ 緊急連絡先氏名 ・ 緊急連絡先生年月日 ・ 緊急連絡先電話番号 ・ 緊急連絡先メールアドレス ・ 緊急連絡先こどもの続柄 など
食事・アレルギー情報	アレルギー情報 食事に係る情報 食事の状況
病気・予防接種の状況	既往歴情報 虫歯有無フラグ 予防接種履歴情報 かかりつけ医
発育情報	健康状態 発達の状態 排泄の状況 生活リズム 好きなあそび

◎利用者予約画面



3. 制度の概要

⑦ 職員配置

必要な職員配置は、実施方法（「一般型」・「余裕活用型」）によって以下のとおり。

実施方法	職員配置
<p>一般型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児：おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児：おおむね6人につき1人 <p>なお、一の施設につき2人（保育士+保育士等職員）を下回ることはできないこと。</p> <p>ただし、<u>一般型乳児等通園支援事業が保育所等と一体的に運営されている場合は、本制度に専ら従事する保育士1人とできる。</u></p> <p>【イメージ】</p>
<p>余裕活用型</p>	<p>専ら従事する職員の配置は、不要</p>

3. 制度の概要

⑧ 公定価格

令和8年度以降の本制度の実施に要する費用は、**公定価格により支弁**するとされている（イメージ：施設型給付費）。

具体的な算定方法や単価等については、年末以降に公表予定とのこと。

【参考1】 公定価格と補助金の仕組み

○公定価格（施設型給付費）

定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤			
			保育標準時間認定 基本分単価		保育短時間認定 基本分単価	
			⑥ (連1)		⑦ (連1)	
20人	2時	4歳以上児	133,110	(141,520)	104,990	(113,400)
		3歳児	141,520	(209,210)	113,400	(181,090)
		1、2歳児	209,210	(293,320)	181,090	(265,200)
	3時	乳児	293,320		265,200	



単価
×
こどもの受入れ人数



支弁額
(施設徴収保育料含む)

○補助金

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3,105,000円
900人以上1,500人未満	3,321,000円



・基準額
・総事業費-収入
・対象経費 } 最も低い額



補助額

【参考2】 令和7年度-補助基準額

ア 0歳児：こども一人1時間あたり 1,300円

イ 1歳児：こども一人1時間あたり 1,100円

ウ 2歳児：こども一人1時間あたり 900円

(ア) 障害児：こども一人1時間あたり 400円

(イ) 医療的ケア児：こども一人1時間あたり 2,400円

(ウ) 要支援家庭のこども：こども一人1時間あたり 400円

あくまでも、R7『補助金』としての単価であることに留意すること。

なお、国検討会では、補助単価の引き上げや、利用時間数に係る給付のみではなく、運営に対する基礎分の給付も検討の項目に挙がっている。

4. 本市における実施方針

本制度の実施にあたっては、各市町村で策定する子ども・子育て支援事業計画に基づいており、需要（利用対象者見込数）に対し、供給（施設受入数）を満たすことが求められている。

・龍ヶ崎市における目標計画値

年齢	R 8		R 9	R10	R11
	利用対象者見込数	月一定時間	施設受入数（必要定員数） ÷ 利用定員		
0歳児	130人	10時間/月	8人	8人	8人
1歳児	120人		7人	7人	7人
2歳児	97人		6人	6人	6人



公立 八原保育所		
0歳児	4人	・「一般型」と「余裕活用型」の中間
1歳児	3人	・既存の保育受入れ人数を一部制限することで、年度を通じた受入れ枠の確保
2歳児	2人	・R 8. 2を目途に試行的位置付けとして、一部先行実施予定

+

私立 保育所等		
0歳児	4人	・「一般型」・「余裕活用型」それぞれの実施を想定 ・年度の後半にかけて、受入れ枠が減少する傾向を考慮
1歳児	4人	
2歳児	4人	

市内中学校区での実施を目標（目安）	
龍ヶ崎中学校区	2施設
長山中学校区	1施設
城西中学校区	2施設
中根台中学校区	1施設
城ノ内中学校区	1施設

食事の提供方法等の詳細は、募集状況を見ながら別途検討

4. 本市における実施方針

具体的な委託方針

本市における具体的な委託方針は、各項目のとおり。「なるべくこうして欲しい」という内容となっているため、絶対ではないこと。

ただし、必要に応じて、項目ごとに協議させていただく場合もあり。

項目	内容	認可基準 優先度※
利用定員の設定	クラス年齢	0歳児 1歳児 2歳児
	利用定員数	1人以上 1人以上 1人以上
	※ 応募状況等によって、「すべてのクラス年齢」で定員設定ができる施設を優先認可。	
実施の方法	「一般型」・「余裕活用型」のどちらでも可。保育方法は問わない。 ※ 応募状況等によって、「一般型」を優先認可。	◎
受入れの時間	1日8時間以上の受入れが可能であること。行事等によるスポット的な受入れ時間等の変更は可。	○
食事の提供	なるべく実施のこと。提供方法は問わない。	△
親子通園	こどもが慣れるまでの対応として、なるべく実施のこと。	○
特別な支援が必要な こどもの受入れ	なるべく実施のこと。	○
本制度の実施体制 (継続性)	年度を通じて、実施できる体制が見込めること。「余裕活用型」での実施施設にあつては、空き状況等も総合的に勘案のこと。 ※ 施設型給付費に係る加算専任職員の配置よりも優先して実施。	◎

※ 本市の想定以上に、実施の申し出があった場合の優先基準となります。

4. 本市における実施方針

今後のスケジュール (案)

令和8年度からの本格実施に向けた今後のスケジュールは、以下のとおり。あくまでも現時点での (案) であるため、今後変更となる可能性あり。

認可手続き関連

- ① 【令和7年6月26日 ~ 7月末頃】
 - ・実施方法等の相談受付
 - ・実施施設の募集、調整 (全園宛てに意向確認予定)
- ② 【令和7年8月上旬 ~ 9月上旬頃】
 - ・実施方法等の協議、調整
 - ・実施予定施設の決定
 - ・認可申請書類の事前提出、調整
- ③ 【令和7年9月下旬 ~ 11月頃】
 - ・認可申請書類の受付
 - ・子ども・子育て会議への諮問、承認
- ④ 【令和7年12月上旬 ~ 12月末頃】
 - ・認可の承認
 - ・実施施設の正式決定
- ⑤ 【令和8年1月上旬 ~ 3月末まで】
 - ・確認の申請
 - ・確認の承認

年内目標

その他

- ⑥ 【令和8年1月上旬 ~ 3月末まで】
 - ・総合支援システムのアカウント発行、導入
 - ・定款、寄付行為、園則、運営規定の改定
 - ・保育士向け研修の実施
 - ・業務継続計画、安全計画、避難訓練計画等
その他計画の策定、更新

…etc

	令和7年						令和8年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
施設・事業所で準備が必要な手続						↑認可申請書類提出 認可手続		・確認手続開始 【~3月】 確認手続				全自治体で実施
(参考) 国の動向	令和7年度検討会【夏頃キックオフ~年末にかけて】 ・誰と実施状況の分析、報告・令和8年度以降の利用可能時層、公定価格化の検討 など						・定款の変更手続 (実施する社会福祉事業の種類を変更)【事業実施までに】	・総合支援システムの登録 (面談・予約可能登録) ・受け入れ準備 (利用者面談、予約の調整)【~3月】				
						・確認基準等交付【秋ごろ】		・確認基準等の解釈通知等【冬ごろ】 ・FAQ等【冬ごろ】、保育士向けの研修資料公表【1~3月】 ・公定価格告示公布【3月】				

5. さいごに

本制度の実施にあたって

- ・本市と施設それぞれの立場で、制度の趣旨や内容等の正しい理解・習熟が必須
- ・制度の立上げとなる令和7・8年度では、柔軟で迅速な対応が必要
- ・保育現場では、事前面談や親子通園等における保護者や、集団活動に馴染みのないこどもの受入れ、新たに導入するシステムへの対応等々、**多くの負担や課題があり**

実施の役割とメリット

- ・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することに寄与
- ・要支援が必要な子育て家庭の早期発見や、適切なサポートにつなげる新たな機会
- ・公定価格等における充足すべき数を超えて配置している保育士等の**財源確保**
- ・施設の保育環境や魅力等の**PR機会の確保**

◎前向きなご検討をよろしくお願いいたします！！

議事3 委員改選について

「龍ヶ崎市子ども・子育て会議」委員改選方針

福祉部 こども家庭センター

1. 委員の任期

「龍ヶ崎市子ども・子育て会議」の委員の任期については、2年であり、現行委員の任期については令和5年11月30日から令和7年11月29日までであり、令和7年が委員改選となる。

2. 委員の構成

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例においては、委員総数が15名以内となっており、委員については、下記の者のうちから委嘱することとなっている。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (6) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ヶ崎市条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

3. 現行の委員構成

学識経験者5名、議会1名、関係団体3名、子ども・子育て支援事業従事者2名、子どもの保護者1名、市民公募2名の合計14名の構成となっている。 ※女性登用率 57%

No.	区分	所属
1	学識経験者	流通経済大学
2	学識経験者	龍ヶ崎市学校長会
3	学識経験者	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会
4	学識経験者	龍ヶ崎市医師会
5	学識経験者	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会
6	議会	龍ヶ崎市議会
7	関係団体の推薦を受けた者	竜ヶ崎市金融団
8	関係団体の推薦を受けた者	龍ヶ崎市女性会
9	関係団体の推薦を受けた者	竜ヶ崎青年会議所
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	竜ヶ崎市私立幼稚園連合会
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NPO法人テディ・ベア
12	子どもの保護者	龍ヶ崎市PTA連絡協議会
13	市民公募	
14	市民公募	

4. 委員改選に係る基本的な考え方

(1) 改選の方向性

龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月策定）での今後5年間に展開する子育て支援の取組において、「子どもの居場所」、「こども誰でも通園制度」などによる子育ての拠点整備や支援サービス充実のための新たな取組み、児童虐待や子どもの貧困等に対する「児童育成支援拠点事業」を始めとする社会的課題に対する取組みを登載したことに伴い、これまで以上に地域の子どもの状況や子育て家庭の実情を把握する必要がある。

そのため、委員改選においては、子育て支援を行っている「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」の割合を増やすことで、市の子ども・子育ての実情の把握及び施策の充実を図ることとする。

(2) 委員の人数

現行委員は14名の委嘱であるが、条例では15名以内となっているため、今回の改選では委員数を15名とする。

(3) 選出団体の内訳

選出団体の区分及び人数内訳については、学識経験者5名、議会1名とするが、関係団体から2名とし、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者から4名、子どもの保護者1名、市民公募2名の構成とする。

(4) その他

龍ヶ崎市附属機関等の取扱いに関する要綱第4条第3項において、龍ヶ崎市男女共同参画基本計画に基づき、女性の登用率が40%以上になるよう努めることとされているため、団体の選出や委員の委嘱においては、積極的に女性を登用することとする。

5. 委員構成案について

委員改選の方向性を踏まえ、委員構成案については下記のとおりとする。

No.	区分	団体等名	新・継
1	学識経験者	流通経済大学	継続
2	学識経験者	龍ヶ崎市学校長会	継続
3	学識経験者	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会	継続
4	学識経験者	龍ヶ崎市医師会	継続
5	学識経験者	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会	継続
6	議会	龍ヶ崎市議会	継続
7	関係団体の推薦を受けた者	龍ヶ崎市更生保護女性会	新規
8	関係団体の推薦を受けた者	竜ヶ崎青年会議所	継続
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認可教育施設運営法人（竜ヶ崎市私立幼稚園連合会）	継続
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認可保育施設運営法人	新規
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て支援団体（NPO 法人テディ・ベア）	継続
12	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て支援団体（NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク）	新規
13	子どもの保護者	龍ヶ崎市PTA連絡協議会	継続
14	市民公募	—	—
15	市民公募	—	—

○市民公募スケジュール

- ・募集期間：令和7年10月24日(金)17:00 まで
- ・広報紙：10月号（10月6日(月)発行）
- ・HP記事掲載：9月29日～10月24日

○龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第39号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、龍ヶ崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (6) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ヶ崎市条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども家庭センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ヶ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

特別障害者手当等嘱託医師	日額 13,300円
--------------	------------

」を「

特別障害者手当等嘱託医師	日額 13,300円	
子ども・子育て会議委員	会長	日額 4,800円
	委員	日額 4,400円

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

職名	
男女共同参画推進委員会委員	保健福祉総合推進協議会委員
国民健康保険運営協議会委員	環境審議会委員
廃棄物減量等推進審議会委員	予防接種事故防止対策協議会委員
民生委員推薦会委員	子ども・子育て会議委員
青少年センター運営協議会委員	市営住宅入居者選考委員会委員
旅館等審議会委員	都市計画審議会委員
総合運動公園建設審議会委員	障がい児就学指導委員会委員
学区審議会委員	社会教育委員
文化財保護審議会委員	歴史民俗資料館運営審議会委員
給食センター運営委員会委員	図書館協議会委員

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部改正に伴う経過措置)

20 この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市子ども・子育て会議の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例に規定する龍ヶ崎市子ども・子育て会議の委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和7年3月21日条例第10号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

認定こども園あすなろ保育園の開設について

	移行前	移行後
設置主体	社会福祉法人 春風と太陽	
代表者名	理事長 寺内 美智子	
施設種別	保育所	幼保連携型認定こども園
施設名	あすなろ保育園	認定こども園あすなろ保育園
認可（利用）定員	2号：35人 3号：25人 計60人	1号：9人 2号：35人 3号：25人 計69人
在籍状況 (R7.10.1)	1号：1人（3歳児） 2号：32人（3歳児8、4歳児12、5歳児12） 3号：27人（0歳児6、1歳児10、2歳児11）計60人	
施設の所在地	龍ヶ崎市泉町 1769-1	龍ヶ崎市 1039
開設年月日	令和7年10月1日※	
実施する子育て支援事業	一時預かり事業（一般型） 病児保育事業（体調不良児対応型）	一時預かり事業（一般型） 病児保育事業（体調不良児対応型） 【新規】一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） 【新規】地域子育て支援拠点事業

※あすなろ保育園新築工事の工事着工、竣工遅延理由

- ・ 開発許可申請関係
- ・ 補助金申請に係る設計変更
- ・ 高い地下水位での難工事
- ・ 熱中症対策による作業時間制限
- ・ その他

園舎写真

